

# 登別市公園施設長寿命化計画

平成31年3月

(令和6年3月改訂)

北海道登別市 都市整備部土木・公園グループ

※本計画については、社会・経済情勢の変化や市の財政状況の変化などの要因により、年次計画等に変更が生じる場合があること、また記載している費用については概算金額であり、確定されたものではないことに御留意願います。

## 1. 都市公園整備状況

(平成30年11月末時点)

管理対象都市公園の数	管理対象都市公園の面積	一人当たり都市公園面積
44	59.64ha	0.0012 ha

## 2. 計画期間 [2019年度～2028年度(10箇年)]

## 3. 計画対象公園

### ①種別別箇所数

街区	近隣	地区	総合	運動	広域	風致	動植物	歴史	広場	都緑	その他(都公)	合計
35	3	1	3	0	0	0	0	0	0	2	0	44

### ②選定理由

当市の都市公園 44 箇所の内、開設からの経過年数 1年～20年が 4 箇所、21年～30年が 11 箇所、31年～40年が 14 箇所、40年以上が15箇所で、開設から 20 年を超えている公園が 40 箇所と全体の約 9割を占めており、公園施設の老朽化が全体的に進んでいる状況にあることから、公園利用者の安全性の確保及びライフサイクルコストの縮減を目指し、全ての都市公園において計画的な改築や修繕、適切な管理を推進する必要があるため、44箇所すべてを計画の対象とすることとした。

## 4. 計画対象公園施設

### ①対象公園施設数

園路 広場	修景 施設	休養 施設	遊戯 施設	運動 施設	教養 施設	便益 施設	管理 施設	災害応 急対策 施設	その他	合計
80	91	142	180	16	8	73	476	0	0	1066

### ②これまでの維持管理状況

公園施設について、市職員及び業務委託により5月から11月の期間に月1回の日常点検、さらに遊戯施設については専門技術者による1年に1回の定期点検を実施しており、これらの点検をもとに塗装、消耗部品の交換等、施設の補修を実施している。

### ③選定理由

選定対象施設の内訳については、遊戯施設全体の27%、一般施設全体の87%の公園施設が設置年数からの経過年数による処分制限期間を超えており、破損状況によっては重大な事故を引き起こす可能性があることから定期的な安全点検や計画的な改築、修繕等を行う必要があり、また、処分制限期間をすぎている施設についても長寿命化、安全性の維持確保が必要と考え、すべての施設を選定した。

経過年数	遊戯施設	一般施設		
		内処分制限 期間超	一般施設	内処分制限 期間超
1～10	131 施設	0 施設	82 施設	0 施設
11～30	11 施設	11 施設	266 施設	237 施設
30以降	38 施設	38 施設	538 施設	532 施設

## 5. 健全度を把握するための点検調査結果の概要

イ. 点検調査実施時期と期間：平成30年11月

ロ. 点検調査体制

①遊戯施設の点検調査体制：公園施設製品安全管理士の資格を有する調査員5名

②遊戯施設以外の点検調査体制：施設管理者が専門技術者として認めた調査員2名

ハ. 点検調査方法：目視、触診、聴診などと検査器具や測定器具を使用した診断を行い、摩耗状況や変形、経年変化などを確認する劣化診断と、遊具の形状や安全領域などを確認する規準診断を実施した。

ニ. 点検の結果、遊戯施設のA判定は50施設、B判定は99施設、C判定は26施設、D判定は5施設となっており、修繕が必要なもの及び緊急な修繕又は改築が必要なものであるC・D判定の遊戯施設は約17%となっている。一般施設についても全体の87%の施設が処分制限期間を超えており、劣化が進んでいる状況である。

## 6. 日常的な維持管理に関する基本的方針

イ. 公園施設の種類に応じた日常点検・定期点検の点検頻度と実施体制 公園施設全般にわたり、市担当職員又は市が委託する者が1月に1回（5月から11月まで）日常点検を実施する。

特に遊戯施設については、市が委託する専門業者による定期点検を1年に1回実施する。

ロ. 点検方法等の基本的な方針

- ・日常点検は主に目視により施設の異常の有無を確認する。
- ・定期点検は、目視、触診、聴診、打診、揺動診断及び検測により構造部材や消耗部材等についてより詳細、入念な点検を行い劣化状況の判定を行う。
- ・点検により異常が確認された場合は、必要に応じて使用禁止の措置を行ったうえで、修繕方法等について検討し、適切な対策を講じることとする。

## 7. 公園施設の長寿命化のための基本方針

遊戯施設については、計画的に消耗部品の交換や塗装等の修繕を行い、劣化・損傷による事故を未然に防ぐとともに施設の延命化を図る。

噴水等、動力を使用している施設については、定期的にメンテナンスを行い、施設の延命化を図る。

その他の施設については、安全点検等により異常を確認した場合は、迅速に必要な安全対策を講じるとともに、損傷の拡大を防ぐ措置をとることにより、施設の延命化を図る。

○対策の優先順位

健全度判定がC、D判定のものや経過年数が処分制限期間を超えているもの及び公園の利用頻度を考慮し、総合的に判断した上で修繕、改築を行う。

## 8. 都市公園別の健全度調査結果、長寿命化に向けた具体的対策、対策内容、時期等

※別添「公園施設長寿命化計画調書」（様式1「総括表」、様式2「都市公園別」、様式3「公園施設種類別現況」）による。

## 9. 計画全体の長寿命化対策の実施効果

本計画により適切で計画的な維持管理を行うことにより、公園施設の安全性や快適性の向上が図られ、施設の延命化により単年度当たり35,450千円のコスト縮減が見込まれる。

(様式1) 公園施設長寿命化計画調書 (総括表)

公園名	種別	供用年度	長寿命化を実施する公園施設	具体的施設名称	主な公園施設			長寿命化対象公園施設数(種類)	年次計画(費用)										単年度あたりのライフサイクルコスト縮減額(千円)	
					設置年度	経過年数	処分制限期間など		2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028		
緑ヶ丘公園	街区公園	S42	ブランコ	大型2人用ブランコ	H29.01.31	1	処分制限期間内であるが、定期的に修繕を行う	ブランコ	1	10			245		15			245		135
緑ヶ丘公園	街区公園	S42	安全柵	大型2人用ブランコ安全柵(両)	H29.01.31	1	処分制限期間内であるが、定期的に修繕を行う	安全柵	1											
緑ヶ丘公園	街区公園	S42	滑台	中一流型滑台(S)	H29.01.31	1	処分制限期間内であるが、定期的に修繕を行う	滑台	1											
緑ヶ丘公園	街区公園	S42	クライム	ネット遊具	H29.01.31	1	処分制限期間内であるが、定期的に修繕を行う	クライム	1											
緑ヶ丘公園	街区公園	S42	鉄棒	3間低鉄棒	H29.01.31	1	処分制限期間内であるが、定期的に修繕を行う	鉄棒	1											
緑ヶ丘公園	街区公園	S42	シーソー	弓型シーソー	H29.01.31	1	処分制限期間内であるが、定期的に修繕を行う	シーソー	1											
東公園	街区公園	S42	ブランコ	大型2人用ブランコ	H23.12.26	7	処分制限期間内であるが、定期的に修繕を行う	ブランコ	1			245		115			245		15	159
東公園	街区公園	S42	安全柵	大型2人用ブランコ安全柵(両)	H23.12.26	7	処分制限期間内であるが、定期的に修繕を行う	安全柵	1											
東公園	街区公園	S42	シーソー	弓型シーソー	H23.12.26	7	処分制限期間内であるが、定期的に修繕を行う	シーソー	1											
東公園	街区公園	S42	滑台	大一流型滑台	H23.12.26	7	処分制限期間内であるが、定期的に修繕を行う	滑台	1											
東公園	街区公園	S42	鉄棒	3間低鉄棒	H23.12.26	7	処分制限期間内であるが、定期的に修繕を行う	鉄棒	1											
東公園	街区公園	S42	門	門柱	S42.11.20	51	処分制限が過ぎている	門	1											
中央公園	街区公園	S43	ブランコ	大型2人用ブランコ	H27.02.28	3	処分制限期間内であるが、定期的に修繕を行う	ブランコ	1	143	245				15	1,750				151
中央公園	街区公園	S43	安全柵	大型2人用ブランコ安全柵(両)	H27.02.28	3	処分制限期間内であるが、定期的に修繕を行う	安全柵	1											
中央公園	街区公園	S43	滑台	中一流型滑台	H27.02.28	3	処分制限期間内であるが、定期的に修繕を行う	滑台	1											
中央公園	街区公園	S43	鉄棒	3間中鉄棒	H27.02.28	3	処分制限期間内であるが、定期的に修繕を行う	鉄棒	1											
中央公園	街区公園	S43	シーソー	弓型シーソー	H27.02.28	3	処分制限期間内であるが、定期的に修繕を行う	シーソー	1											
中央公園	街区公園	S43	雲梯	ヒネリ云	H27.02.28	3	処分制限期間内であるが、定期的に修繕を行う	雲梯	1											
中央公園	街区公園	S43	照明施設	公園灯	S43.10.14	55	処分制限期間が過ぎている	照明施設	1											
しおみ公園	街区公園	S43	コンビネーション	木製コンビネーション	S43.10.15	50	処分制限が過ぎている	コンビネーション	1	7,469			50		50			150		307
しおみ公園	街区公園	S43	さく	外用柵	S43.10.15	50	処分制限が過ぎている	さく	1											
北公園	街区公園	S43	ブランコ	大型2人用ブランコ	H24.01.25	6	処分制限期間内であるが、定期的に修繕を行う	ブランコ	1	10			415		50	3,000		415	200	431
北公園	街区公園	S43	安全柵	大型2人用ブランコ安全柵(両)	H24.01.25	6	処分制限期間内であるが、定期的に修繕を行う	安全柵	1											
北公園	街区公園	S43	シーソー	弓型シーソー①	H24.01.25	6	処分制限期間内であるが、定期的に修繕を行う	シーソー	1											
北公園	街区公園	S43	シーソー	弓型シーソー②	H24.01.25	6	処分制限期間内であるが、定期的に修繕を行う	シーソー	1											
北公園	街区公園	S43	滑台	大一流型滑台	H24.01.25	6	処分制限期間内であるが、定期的に修繕を行う	滑台	1											
北公園	街区公園	S43	ジャングルジム	スネイクジャングル	H24.01.25	6	処分制限期間内であるが、定期的に修繕を行う	ジャングルジム	1											
北公園	街区公園	S43	鉄棒	3間低鉄棒	S43.11.15	50	処分制限が過ぎている	鉄棒	1											
北公園	街区公園	S43	砂場	砂場(PC枠)	S44.06.30	49	処分制限が過ぎている	砂場	1											
中央公園	街区公園	S43	照明施設	公園灯	S43.11.15	55	処分制限期間が過ぎている	照明施設	1											
北公園	街区公園	S43	門	門柱	S43.11.15	50	処分制限が過ぎているが、変化が少なく定期的に修繕を行う	門	1											
北公園	街区公園	S43	車止め	車止め	S43.11.15	50	処分制限が過ぎているが、変化が少なく定期的に修繕を行う	車止め	1											
富士1号公園	街区公園	S44	休憩所	四阿	S44.05.20	49	処分制限が過ぎている	休憩所	1			180		4,769			130	295		493
富士1号公園	街区公園	S44	ブランコ	大型2人用ブランコ①	H24.02.17	6	処分制限期間内であるが、定期的に修繕を行う	ブランコ	1											
富士1号公園	街区公園	S44	安全柵	大型2人用ブランコ安全柵(両)①	H24.02.17	6	処分制限期間内であるが、定期的に修繕を行う	安全柵	1											
富士1号公園	街区公園	S44	ブランコ	大型2人用ブランコ②	H24.02.17	6	処分制限期間内であるが、定期的に修繕を行う	ブランコ	1											
富士1号公園	街区公園	S44	安全柵	大型2人用ブランコ安全柵(両)②	H23.09.30	7	処分制限期間内であるが、定期的に修繕を行う	安全柵	1											
富士1号公園	街区公園	S44	シーソー	弓型シーソー①	H24.01.31	6	処分制限期間内であるが、定期的に修繕を行う	シーソー	1											
富士1号公園	街区公園	S44	シーソー	弓型シーソー②	H24.01.31	6	処分制限期間内であるが、定期的に修繕を行う	シーソー	1											
富士1号公園	街区公園	S44	滑台	放射型滑台	H23.05.31	7	処分制限期間内であるが、定期的に修繕を行う	滑台	1											
富士1号公園	街区公園	S44	鉄棒	3間低鉄棒	H23.11.30	7	処分制限期間内であるが、定期的に修繕を行う	鉄棒	1											
西公園	街区公園	S44	ベンチ	椅子ブランコ(固定)	S44.10.31	49	処分制限が過ぎているが、変化が少なく定期的に修繕を行う	ベンチ	1					1,500	60			445		230
西公園	街区公園	S44	ブランコ	大型2人用ブランコ	H30.01.31		処分制限期間内であるが、定期的に修繕を行う	ブランコ	1											
西公園	街区公園	S44	安全柵	大型2人用ブランコ安全柵(両)	H30.01.31		処分制限期間内であるが、定期的に修繕を行う	安全柵	1											
西公園	街区公園	S44	シーソー	弓型シーソー	H30.01.31		処分制限期間内であるが、定期的に修繕を行う	シーソー	1											
西公園	街区公園	S44	滑台	大一流型滑台(S)	H30.01.31		処分制限期間内であるが、定期的に修繕を行う	滑台	1											
西公園	街区公園	S44	鉄棒	3間低鉄棒	S44.10.31	49	処分制限が過ぎている	鉄棒	1											
西公園	街区公園	S44	砂場	砂場(PC枠)	S44.10.31	49	処分制限が過ぎている	砂場	1											
旭公園	街区公園	S44	休憩所	四阿	S44.10.31	49	処分制限が過ぎている	休憩所	1	235			4,750	15	80			180	15	1,196
旭公園	街区公園	S44	ブランコ	大型2人用ブランコ	H24.09.30	6	処分制限期間内であるが、定期的に修繕を行う	ブランコ	1											
旭公園	街区公園	S44	安全柵	大型2人用ブランコ安全柵(両)	H24.09.30	6	処分制限期間内であるが、定期的に修繕を行う	安全柵	1											
旭公園	街区公園	S44	ブランコ	チェアブランコ	H24.10.31	6	処分制限期間内であるが、定期的に修繕を行う	ブランコ	1											
旭公園	街区公園	S44	安全柵	チェアブランコ安全柵(両)	H24.10.31	6	処分制限期間内であるが、定期的に修繕を行う	安全柵	1											
旭公園	街区公園	S44	鉄棒	3間低鉄棒	S44.10.31	49	処分制限が過ぎている	鉄棒	1											
旭公園	街区公園	S44	コンビネーション	鋼製コンビネーション	H24.10.31	6	処分制限期間内であるが、定期的に修繕を行う	コンビネーション	1											
富士2号公園	街区公園	S47	ブランコ	大型2人用ブランコ	H26.09.30	4	処分制限期間内であるが、定期的に修繕を行う	ブランコ	1	315					130					74
富士2号公園	街区公園	S47	安全柵	大型2人用ブランコ安全柵(両)	H26.09.30	4	処分制限期間内であるが、定期的に修繕を行う	安全柵	1											
富士2号公園	街区公園	S47	滑台	中一流型滑台	H26.09.30	4	処分制限期間内であるが、定期的に修繕を行う	滑台	1											

(様式1) 公園施設長寿命化計画調書 (総括表)

公園名	種別	供用年度	長寿命化を実施する公園施設	具体的施設名称	主な公園施設			長寿命化対象公園施設数(種類)	年次計画(費用)										単年度あたりのライフサイクルコスト縮減額(千円)		
					設置年度	経過年数	処分制限期間など		2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028			
楡の木公園	街区公園	S48	ベンチ	背ありベンチ	S48.07.26	45	処分制限が過ぎている	ベンチ	1	250	50				100	1,500		50	245	258	
楡の木公園	街区公園	S48	滑台	中一流型滑台	H25.04.30	5	処分制限期間内であるが、定期的に修繕を行う	滑台	1												
楡の木公園	街区公園	S48	ブランコ	大型2人用ブランコ	H25.04.30	5	処分制限期間内であるが、定期的に修繕を行う	ブランコ	1												
楡の木公園	街区公園	S48	安全柵	大型2人用ブランコ安全柵(片)	H25.04.30	5	処分制限期間内であるが、定期的に修繕を行う	安全柵	1												
楡の木公園	街区公園	S48	鉄棒	3間格鉄棒	S48.07.26	45	処分制限が過ぎている	鉄棒	1												
楡の木公園	街区公園	S48	砂場	砂場(PC枠)	S48.07.26	45	処分制限が過ぎている	砂場	1												
楡の木公園	街区公園	S48	プレイウォール	ポップロック(ダブル)	H25.04.30	5	処分制限期間内であるが、定期的に修繕を行う	プレイウォール	1												
かえで公園	街区公園	S49	休憩所	パーゴラ	S49.11.30	44	処分制限が過ぎているが、変化が少なく定期的に修繕を行う	休憩所	1	135		30	145		1,550				350		1,040
かえで公園	街区公園	S49	ベンチ	背ありベンチ	S49.11.30	44	処分制限が過ぎているが、変化が少なく定期的に修繕を行う	ベンチ	1												
かえで公園	街区公園	S49	ベンチ	背なしベンチ	S49.11.30	44	処分制限が過ぎているが、変化が少なく定期的に修繕を行う	ベンチ	1												
かえで公園	街区公園	S49	ブランコ	大型2人用ブランコ	H24.10.31	6	処分制限期間内であるが、定期的に修繕を行う	ブランコ	1												
かえで公園	街区公園	S49	安全柵	大型2人用ブランコ安全柵(両)	H24.10.31	6	処分制限期間内であるが、定期的に修繕を行う	安全柵	1												
かえで公園	街区公園	S49	シーソー	単列シーソー	H24.10.31	6	処分制限期間内であるが、定期的に修繕を行う	シーソー	1												
かえで公園	街区公園	S49	鉄棒	3間格鉄棒	H24.10.31	6	処分制限期間内であるが、定期的に修繕を行う	鉄棒	1												
かえで公園	街区公園	S49	コンビネーション	鋼製コンビネーション	H24.10.31	6	処分制限期間内であるが、定期的に修繕を行う	コンビネーション	1												
かえで公園	街区公園	S49	さく	外周柵	S49.11.30	44	処分制限が過ぎているが、変化が少なく定期的に修繕を行う	さく	1												
中央公園	街区公園	S43	照明施設	公園灯	S49.11.30	49	処分制限期間が過ぎている	照明施設	1												
常盤公園	街区公園	S50	ブランコ	大型2人用ブランコ	H26.11.30	4	処分制限期間内であるが、定期的に修繕を行う	ブランコ	1	245					245					169	
常盤公園	街区公園	S50	安全柵	大型2人用ブランコ安全柵(両)	H26.11.30	4	処分制限期間内であるが、定期的に修繕を行う	安全柵	1												
常盤公園	街区公園	S50	滑台	中一流型滑台	H26.09.30	4	処分制限期間内であるが、定期的に修繕を行う	滑台	1												
常盤公園	街区公園	S50	砂場	砂場(PC枠)	S60.03.14	33	処分制限が過ぎている	砂場	1												
常盤公園	街区公園	S50	雲梯	ヒネリン	H26.11.30	4	処分制限期間内であるが、定期的に修繕を行う	雲梯	1												
若草1号公園	街区公園	S51	ブランコ	大型2人用ブランコ	H27.05.31	3	処分制限期間内であるが、定期的に修繕を行う	ブランコ	1		30	115				30	115			99	
若草1号公園	街区公園	S51	安全柵	大型2人用ブランコ安全柵(両)	H27.05.31	3	処分制限期間内であるが、定期的に修繕を行う	安全柵	1												
若草1号公園	街区公園	S51	滑台	中一流型滑台	H28.02.28	2	処分制限期間内であるが、定期的に修繕を行う	滑台	1												
若草1号公園	街区公園	S51	シーソー	2間(PC)	H28.02.28	2	処分制限期間内であるが、定期的に修繕を行う	シーソー	1												
観1号公園	街区公園	S52	ブランコ	大型2人用ブランコ	H26.02.28	4	処分制限期間内であるが、定期的に修繕を行う	ブランコ	1	305					3,000					255	
観1号公園	街区公園	S52	安全柵	大型2人用ブランコ安全柵(両)	H26.06.30	4	処分制限期間内であるが、定期的に修繕を行う	安全柵	1												
観1号公園	街区公園	S52	シーソー	単列シーソー	S52.09.30	41	処分制限が過ぎているが、変化が少なく定期的に修繕を行う	シーソー	1												
観1号公園	街区公園	S52	滑台	中一流型滑台	H26.02.28	4	処分制限期間内であるが、定期的に修繕を行う	滑台	1												
観1号公園	街区公園	S52	さく	外周柵	S52.09.30	41	処分制限が過ぎている	さく	1												
観1号公園	街区公園	S52	さく	外周柵	S52.09.30	41	処分制限が過ぎているが、変化が少なく定期的に修繕を行う	さく	1												
柏木公園	街区公園	S55	ベンチ	背なしベンチ	S60.03.14	33	処分制限が過ぎているが、変化が少なく定期的に修繕を行う	ベンチ	1		115			245	1,650			230		202	
柏木公園	街区公園	S55	ブランコ	大型2人用ブランコ	H25.08.31	5	処分制限期間内であるが、定期的に修繕を行う	ブランコ	1												
柏木公園	街区公園	S55	安全柵	大型2人用ブランコ安全柵(両)	H25.10.31	5	処分制限期間内であるが、定期的に修繕を行う	安全柵	1												
柏木公園	街区公園	S55	滑台	中一流型滑台	H25.09.30	5	処分制限期間内であるが、定期的に修繕を行う	滑台	1												
柏木公園	街区公園	S55	シーソー	単列シーソー	H25.10.31	5	処分制限期間内であるが、定期的に修繕を行う	シーソー	1												
めばえ公園	街区公園	S56	スプリング遊具	スプリング遊具(バイク①)	S56.02.27	37	処分制限が過ぎている	スプリング遊具	1	85	15	15	15	2,463	100	15	15	15	15	120	
めばえ公園	街区公園	S56	スプリング遊具	スプリング遊具(バイク②)	S56.02.27	37	処分制限が過ぎている	スプリング遊具	1												
めばえ公園	街区公園	S56	健康遊具	スプリングバー	S56.02.27	37	処分制限が過ぎている	健康遊具	1												
めばえ公園	街区公園	S56	健康遊具	腕立てベンチ	S56.02.27	37	処分制限が過ぎているが、変化が少なく定期的に修繕を行う	健康遊具	1												
さわやか公園	街区公園	S56	ベンチ	スツール	S56.12.09	37	処分制限が過ぎているが、変化が少なく定期的に修繕を行う	ベンチ	1		165	15	130	15	2,550	15	130			294	
さわやか公園	街区公園	S56	ブランコ	大型2人用ブランコ	H24.03.31	6	処分制限期間内であるが、定期的に修繕を行う	ブランコ	1												
さわやか公園	街区公園	S56	安全柵	大型2人用ブランコ安全柵(両)	H24.03.31	6	処分制限期間内であるが、定期的に修繕を行う	安全柵	1												
さわやか公園	街区公園	S56	滑台	放射型滑台	H24.03.31	6	処分制限期間内であるが、定期的に修繕を行う	滑台	1												
さわやか公園	街区公園	S56	シーソー	弓型シーソー	H24.03.31	6	処分制限期間内であるが、定期的に修繕を行う	シーソー	1												
さわやか公園	街区公園	S56	鉄棒	3間中鉄棒	S56.12.09	37	処分制限が過ぎている	鉄棒	1												
さわやか公園	街区公園	S56	砂場	砂場(PC枠)	S56.12.09	37	処分制限が過ぎている	砂場	1												
さわやか公園	街区公園	S56	小動物	小動物 ウサギ	S56.12.09	37	処分制限が過ぎているが、変化が少なく定期的に修繕を行う	小動物	1												
さわやか公園	街区公園	S56	小動物	小動物 シカ	S56.12.09	37	処分制限が過ぎている	小動物	1												
亀田記念公園	総合公園	S57	休憩所	四阿	S57.10.01	36	処分制限が過ぎている	休憩所	1		50	50			50		8,000	50		1,828	
亀田記念公園	総合公園	S57	コンビネーション	木製コンビネーション	H24.10.31	6	処分制限期間内であるが、定期的に修繕を行う	コンビネーション	1												
のぞみ公園	街区公園	S58	コンビネーション	鋼製コンビネーション	H29.08.31	1	処分制限期間内であるが、定期的に修繕を行う	コンビネーション	1			30	130		30			160		944	
のぞみ公園	街区公園	S58	スプリング遊具	リンク遊具(ヒコキ)	H30.08.31	1	処分制限期間内であるが、定期的に修繕を行う	スプリング遊具	1												
のぞみ公園	街区公園	S58	スプリング遊具	リンク遊具(クルマ)	H30.08.31	1	処分制限期間内であるが、定期的に修繕を行う	スプリング遊具	1												
のぞみ公園	街区公園	S58	ブランコ	大型2人用ブランコ	H29.08.31	1	処分制限期間内であるが、定期的に修繕を行う	ブランコ	1												
のぞみ公園	街区公園	S58	安全柵	大型2人用ブランコ安全柵(両)	H29.08.31	1	処分制限期間内であるが、定期的に修繕を行う	安全柵	1												

(様式1) 公園施設長寿命化計画調書 (総括表)

公園名	種別	供用年度	長寿命化を実施する公園施設	具体的施設名称	主な公園施設			長寿命化対象公園施設数(種類)	年次計画(費用)										単年度あたりのライフサイクルコスト縮減額(千円)	
					設置年度	経過年数	処分制限期間など		2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028		
わかば公園	街区公園	S58	ブランコ	大型2人用ブランコ	H29.11.30	1	処分制限期間内であるが、定期的に修繕を行う	ブランコ	1	100			130		100			130		917
わかば公園	街区公園	S58	安全柵	大型2人用ブランコ安全柵(両)	H29.11.30	1	処分制限期間内であるが、定期的に修繕を行う	安全柵	1											
わかば公園	街区公園	S58	コンビネーション	複合コンビネーション	H29.12.31	1	処分制限期間内であるが、定期的に修繕を行う	コンビネーション	1											
わかば公園	街区公園	S58	さく	防球ネット	S58.10.28	35	処分制限が過ぎているが、変化が少なく定期的に修繕を行う	さく	1											
なかよし公園	街区公園	S60	ブランコ	大型2人用ブランコ	H25.02.28	5	処分制限期間内であるが、定期的に修繕を行う	ブランコ	1	130				15	130				15	89
なかよし公園	街区公園	S60	安全柵	大型2人用ブランコ安全柵(両)	H25.02.28	5	処分制限期間内であるが、定期的に修繕を行う	安全柵	1											
なかよし公園	街区公園	S60	滑台	大一流型滑台	H25.02.28	5	処分制限期間内であるが、定期的に修繕を行う	滑台	1											
なかよし公園	街区公園	S60	鉄棒	3間中鉄棒	H25.05.31	5	処分制限期間内であるが、定期的に修繕を行う	鉄棒	1											
ことぶき公園	街区公園	S60	鉄棒	3間低鉄棒	S59.10.20	34	処分制限が過ぎている	鉄棒	1	215	215				215	1,550				158
ことぶき公園	街区公園	S60	砂場	砂場(PC枠)	S59.10.20	34	処分制限が過ぎているが、変化が少なく定期的に修繕を行う	砂場	1											
ことぶき公園	街区公園	S60	ブランコ	大型2人用ブランコ	H26.09.30	4	処分制限期間内であるが、定期的に修繕を行う	ブランコ	1											
ことぶき公園	街区公園	S60	安全柵	大型2人用ブランコ安全柵(両)	H26.09.30	4	処分制限期間内であるが、定期的に修繕を行う	安全柵	1											
ことぶき公園	街区公園	S60	滑台	中一流型滑台	H26.08.31	4	処分制限期間内であるが、定期的に修繕を行う	滑台	1											
川上公園	総合公園	S42	休憩所	四阿	S61.11.25	32	処分制限が過ぎている	休憩所	1	7,550	265	50	465	2,500	11,050	9,500	50	16,315	8,100	1,850
川上公園	総合公園	S42	休憩所	パーゴラ	S63.12.10	30	処分制限が過ぎている	休憩所	1											
川上公園	総合公園	S42	ベンチ	背ありベンチ	S59~H01	34	処分制限が過ぎている	ベンチ	1											
川上公園	総合公園	S42	シーソー	弓型シーソー①	S62.12.21	31	処分制限が過ぎている	シーソー	1											
川上公園	総合公園	S42	シーソー	弓型シーソー②	S62.12.21	31	処分制限が過ぎている	シーソー	1											
川上公園	総合公園	S42	ブランコ	大型4人用ブランコ	S62.12.21	31	処分制限が過ぎているが、変化が少なく定期的に修繕を行う	ブランコ	1											
川上公園	総合公園	S42	安全柵	大型4人用ブランコ安全柵(両)	S62.12.21	31	処分制限が過ぎている	安全柵	1											
川上公園	総合公園	S42	滑台	大一流型滑台	S62.12.21	31	処分制限が過ぎているが、変化が少なく定期的に修繕を行う	滑台	1											
川上公園	総合公園	S42	ジャングルジム	木製ジャングルジム	S62.12.21	31	処分制限が過ぎている	ジャングルジム	1											
川上公園	総合公園	S42	木製遊具	木製平均台(丸木ステップ付)	S62.12.21	31	処分制限が過ぎている	木製遊具	1											
川上公園	総合公園	S42	滑台	ローラー滑台	S62.12.21	31	処分制限が過ぎている	滑台	1											
川上公園	総合公園	S42	水飲場	水飲台	S60~H02	33	処分制限が過ぎている	水飲場	1											
川上公園	総合公園	S42	照明施設	公園灯	H03.09.30	27	処分制限が過ぎている	照明施設	1											
わらべ公園	街区公園	S61	野外卓	野外卓	S61.01.20	32	処分制限が過ぎているが、変化が少なく定期的に修繕を行う	野外卓	1	50	65	130				1,550	5,150		50	435
わらべ公園	街区公園	S61	休憩所	四阿	S61.01.20	32	処分制限が過ぎている	休憩所	1											
わらべ公園	街区公園	S61	ブランコ	大型2人用ブランコ	H23.12.06	7	処分制限期間内であるが、定期的に修繕を行う	ブランコ	1											
わらべ公園	街区公園	S61	安全柵	大型2人用ブランコ安全柵(両)	H23.12.06	7	処分制限期間内であるが、定期的に修繕を行う	安全柵	1											
わらべ公園	街区公園	S61	滑台	大一流型滑台	H23.12.06	7	処分制限期間内であるが、定期的に修繕を行う	滑台	1											
わらべ公園	街区公園	S61	鉄棒	3間低鉄棒	S60.12.25	33	処分制限が過ぎている	鉄棒	1											
くさぶえ公園	街区公園	S61	ブランコ	大型2人用ブランコ	H29.08.31	1	処分制限期間内であるが、定期的に修繕を行う	ブランコ	1		100		130			100			130	141
くさぶえ公園	街区公園	S61	安全柵	大型2人用ブランコ安全柵(両)	H29.08.31	1	処分制限期間内であるが、定期的に修繕を行う	安全柵	1											
くさぶえ公園	街区公園	S61	滑台	中一流型滑台	H29.07.21	1	処分制限期間内であるが、定期的に修繕を行う	滑台	1											
くさぶえ公園	街区公園	S61	砂場	砂場(PC枠)	S60.12.25	33	処分制限が過ぎているが、変化が少なく定期的に修繕を行う	砂場	1											
若草中央公園	近隣公園	S62	ベンチ	背なしベンチ	S60.12.25	33	処分制限が過ぎているが、変化が少なく定期的に修繕を行う	ベンチ	1	1,243	16,082	200		2,410	50		50			3,744
若草中央公園	近隣公園	S62	滑台	象型滑台	S60.12.15	33	処分制限が過ぎている	滑台	1											
若草中央公園	近隣公園	S62	コンビネーション	木製コンビネーション	S62.03.24	31	処分制限が過ぎている	コンビネーション	1											
若草中央公園	近隣公園	S62	テニスコート	テニスコート	S62.02.14	31	処分制限が過ぎている	テニスコート	1											
若草中央公園	近隣公園	S62	さく	ネットフェンス	S62.02.14	31	処分制限が過ぎている	さく	1											
若草中央公園	近隣公園	S62	噴水	噴水	S62.02.14	31	処分制限が過ぎている	噴水	1											
のびのび公園	街区公園	S62	野外卓	野外卓	S61.11.25	32	処分制限が過ぎているが、変化が少なく定期的に修繕を行う	野外卓	1		70	235		1,683		100	50		45	298
のびのび公園	街区公園	S62	ブランコ	大型2人用ブランコ	H25.05.31	5	処分制限期間内であるが、定期的に修繕を行う	ブランコ	1											
のびのび公園	街区公園	S62	安全柵	大型2人用ブランコ安全柵(両)	H25.08.31	5	処分制限期間内であるが、定期的に修繕を行う	安全柵	1											
のびのび公園	街区公園	S62	滑台	中一流型滑台	H25.07.31	5	処分制限期間内であるが、定期的に修繕を行う	滑台	1											
のびのび公園	街区公園	S62	鉄棒	3間中鉄棒	H25.08.31	5	処分制限期間内であるが、定期的に修繕を行う	鉄棒	1											
のびのび公園	街区公園	S62	小動物	リンク遊具 ラッコ	S61.11.25	32	処分制限が過ぎている	小動物	1											
のびのび公園	街区公園	S62	小動物	リンク遊具 エリマキくん	S61.11.25	32	処分制限が過ぎている	小動物	1											
のびのび公園	街区公園	S62	砂場	砂場(PC枠)	S61.11.25	32	処分制限が過ぎている	砂場	1											
のびのび公園	街区公園	S62	水飲場	水飲台	S61.11.25	32	処分制限が過ぎているが、変化が少なく定期的に修繕を行う	水飲場	1											
のびのび公園	街区公園	S62	さく	外周柵	S61.11.25	32	処分制限が過ぎている	さく	1											
もみじ公園	街区公園	S63	ブランコ	大型2人用ブランコ	H26.09.30	4	処分制限期間内であるが、定期的に修繕を行う	ブランコ	1	230		100			230		100			180
もみじ公園	街区公園	S63	安全柵	大型2人用ブランコ安全柵(両)	H26.09.30	4	処分制限期間内であるが、定期的に修繕を行う	安全柵	1											
もみじ公園	街区公園	S63	滑台	中一流型滑台	H26.09.30	4	処分制限期間内であるが、定期的に修繕を行う	滑台	1											
もみじ公園	街区公園	S63	砂場	砂場(PC枠)	S61.11.25	32	処分制限が過ぎているが、変化が少なく定期的に修繕を行う	砂場	1											
もみじ公園	街区公園	S63	シーソー	弓型シーソー	H26.08.31	4	処分制限期間内であるが、定期的に修繕を行う	シーソー	1											

(様式1) 公園施設長寿命化計画調書 (総括表)

公園名	種別	供用年度	長寿命化を実施する公園施設	具体的施設名称	主な公園施設			長寿命化対象公園施設数(種類)	年次計画(費用)										単年度あたりのライフサイクルコスト縮減額(千円)			
					設置年度	経過年数	処分制限期間など		2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028				
つくし公園	街区公園	S63	ブランコ	大型2人用ブランコ	H26.09.30	4	処分制限期間内であるが、定期的に修繕を行う	ブランコ	1	130	315				130	1,550						149
つくし公園	街区公園	S63	安全柵	大型2人用ブランコ安全柵(両)	H26.09.30	4	処分制限期間内であるが、定期的に修繕を行う	安全柵	1													
つくし公園	街区公園	S63	滑台	中一流型滑台	H26.09.30	4	処分制限期間内であるが、定期的に修繕を行う	滑台	1													
つくし公園	街区公園	S63	鉄棒	3間低鉄棒	S62.11.20	31	処分制限が過ぎている	鉄棒	1													
つくし公園	街区公園	S63	雲梯	ヒネリン	H26.09.30	4	処分制限期間内であるが、定期的に修繕を行う	雲梯	1													
つくし公園	街区公園	S63	さく	外周柵	S63.02.09	30	処分制限が過ぎているが、劣化が少なく定期的に修繕を行う	さく	1													
新川公園	近隣公園	H1.	コンビネーション	鋼製コンビネーション	H27.11.30	3	処分制限期間内であるが、定期的に修繕を行う	コンビネーション	1		50	3,806			50	50			60			1,494
新川公園	近隣公園	H1.	休憩所	回廊	H01.01.27	29	処分制限が過ぎている	休憩所	1													
めぐみ公園	街区公園	H1.	ブランコ	大型2人用ブランコ	H29.08.31	1	処分制限期間内であるが、定期的に修繕を行う	ブランコ	1				130	100						130	100	143
めぐみ公園	街区公園	H1.	ブランコ	大型2人用ブランコ安全柵(両)	H29.08.31	1	処分制限期間内であるが、定期的に修繕を行う	ブランコ	1													
めぐみ公園	街区公園	H1.	滑台	中一流型滑台	H29.08.31	1	処分制限期間内であるが、定期的に修繕を行う	滑台	1													
めぐみ公園	街区公園	H1.	砂場	砂場(PC砂)	S63.10.15	30	処分制限が過ぎているが、劣化が少なく定期的に修繕を行う	砂場	1													
めぐみ公園	街区公園	H1.	ベンチ	背なしベンチ	S63.10.15	30	処分制限が過ぎているが、劣化が少なく定期的に修繕を行う	ベンチ	1													
すずらん公園	街区公園	H1.	ブランコ	大型2人用ブランコ	H26.02.28	4	処分制限期間内であるが、定期的に修繕を行う	ブランコ	1	160	30		15		145	1,550						141
すずらん公園	街区公園	H1.	安全柵	大型2人用ブランコ安全柵(両)	H26.06.30	4	処分制限期間内であるが、定期的に修繕を行う	安全柵	1													
すずらん公園	街区公園	H1.	滑台	中一流型滑台	H26.04.30	4	処分制限期間内であるが、定期的に修繕を行う	滑台	1													
すずらん公園	街区公園	H1.	鉄棒	3間低鉄棒	S63.10.15	30	処分制限が過ぎている	鉄棒	1													
すずらん公園	街区公園	H1.	雲梯	雲梯(ガルリン)	H1.01.27	29	処分制限が過ぎているが、劣化が少なく定期的に修繕を行う	雲梯	1													
登別ビーチパーク	総合公園	H2.	休憩所	マルチシェルター	H01.12.10	29	処分制限が過ぎている	休憩所	1	150			50	100		100	100			5,350		313
登別ビーチパーク	総合公園	H2.	ベンチ	スツール	H02.07.18	28	処分制限が過ぎている	ベンチ	1													
登別ビーチパーク	総合公園	H2.	ベンチ	背ありベンチ	H01.12.10	29	処分制限が過ぎている	ベンチ	1													
いなほ公園	街区公園	H3.	ブランコ	大型2人用ブランコ	H24.09.30	6	処分制限期間内であるが、定期的に修繕を行う	ブランコ	1		30		345			1,500			345			976
いなほ公園	街区公園	H3.	安全柵	大型2人用ブランコ安全柵(両)	H24.10.31	6	処分制限期間内であるが、定期的に修繕を行う	安全柵	1													
いなほ公園	街区公園	H3.	鉄棒	3間低鉄棒	H03.09.30	27	処分制限が過ぎている	鉄棒	1													
いなほ公園	街区公園	H3.	コンビネーション	鋼製コンビネーション	H24.10.31	6	処分制限期間内であるが、定期的に修繕を行う	コンビネーション	1													
いなほ公園	街区公園	H3.	健康遊具	ぶら下がり	H24.10.31	6	処分制限期間内であるが、定期的に修繕を行う	健康遊具	1													
いなほ公園	街区公園	H3.	健康遊具	ストレッチ	H24.10.31	6	処分制限期間内であるが、定期的に修繕を行う	健康遊具	1													
いなほ公園	街区公園	H3.	健康遊具	背のばしベンチ	H24.10.31	6	処分制限期間内であるが、定期的に修繕を行う	健康遊具	1													
あおぞら公園	街区公園	H5.	コンビネーション	鋼製コンビネーション	H26.11.30	4	処分制限期間内であるが、定期的に修繕を行う	コンビネーション	1	230					230							923
あおぞら公園	街区公園	H5.	ブランコ	大型2人用ブランコ	H26.11.30	4	処分制限期間内であるが、定期的に修繕を行う	ブランコ	1													
あおぞら公園	街区公園	H5.	安全柵	大型2人用ブランコ安全柵(両)	H26.11.30	4	処分制限期間内であるが、定期的に修繕を行う	安全柵	1													
あおぞら公園	街区公園	H5.	シーソー	可動シーソー	H26.09.30	4	処分制限期間内であるが、定期的に修繕を行う	シーソー	1													
ひまわり公園	街区公園	H6.	ベンチ	背なしベンチ	H6.12.1	24	処分制限が過ぎているが、劣化が少なく定期的に修繕を行う	ベンチ	1		340	30			1,550	115	15	100				906
ひまわり公園	街区公園	H6.	ブランコ	大型2人用ブランコ	H28.09.30	2	処分制限期間内であるが、定期的に修繕を行う	ブランコ	1													
ひまわり公園	街区公園	H6.	安全柵	大型2人用ブランコ安全柵(両)	H28.09.30	2	処分制限期間内であるが、定期的に修繕を行う	安全柵	1													
ひまわり公園	街区公園	H6.	コンビネーション	鋼製コンビネーション	H28.12.31	2	処分制限期間内であるが、定期的に修繕を行う	コンビネーション	1													
中央公園	街区公園	S43	照明施設	公園灯	H6.12.1	29	処分制限期間が過ぎている	照明施設	1													
ひよどり公園	街区公園	H8.	ブランコ	大型2人用ブランコ	H08.03.31	22	処分制限が過ぎている	ブランコ	1	1,507				100	30						100	74
ひよどり公園	街区公園	H8.	安全柵	2人用ブランコ安全柵(両)	H08.03.31	22	処分制限が過ぎている	安全柵	1													
ひよどり公園	街区公園	H8.	滑台	中型滑台	H30.02.28		処分制限期間内であるが、定期的に修繕を行う	滑台	1													
美園公園	街区公園	H8.	ブランコ	大型2人用ブランコ	H28.12.31	2	処分制限期間内であるが、定期的に修繕を行う	ブランコ	1		150	30			130	30						1,019
美園公園	街区公園	H8.	安全柵	大型2人用ブランコ安全柵(両)	H28.12.31	2	処分制限期間内であるが、定期的に修繕を行う	安全柵	1													
美園公園	街区公園	H8.	コンビネーション	鋼製コンビネーション	H28.12.31	2	処分制限期間内であるが、定期的に修繕を行う	コンビネーション	1													
美園公園	街区公園	H8.	鉄棒	3間中鉄棒	H27.03.31	3	処分制限期間内であるが、定期的に修繕を行う	鉄棒	1													
美園公園	街区公園	H8.	はん登棒	パイプクライム	H27.03.31	3	処分制限期間内であるが、定期的に修繕を行う	はん登棒	1													
美園公園	街区公園	H8.	さく	外周柵	H08.10.31	22	処分制限が過ぎているが、劣化が少なく定期的に修繕を行う	さく	1													
富岸公園	近隣公園	H10	広場	多目的広場	H08.07.15	22	処分制限が過ぎている	広場	1	50	15,684	30,448	38,258	24,891	7,600	100	100	100	100	100		7,312
富岸公園	近隣公園	H10	コンビネーション	鋼製コンビネーション	H10.04.01	20	処分制限が過ぎている	コンビネーション	1													
富岸公園	近隣公園	H10	コンビネーション	鋼製コンビネーション	H10.04.01	20	処分制限が過ぎている	コンビネーション	1													
富岸公園	近隣公園	H10	健康遊具	トレーニングステーション	H10.04.01	20	処分制限が過ぎているが、劣化が少なく定期的に修繕を行う	健康遊具	1													
富岸公園	近隣公園	H10	健康遊具	腕立てベンチ	H10.04.01	20	処分制限が過ぎているが、劣化が少なく定期的に修繕を行う	健康遊具	1													
富岸公園	近隣公園	H10	健康遊具	背伸ばしチェア	H10.04.01	20	処分制限が過ぎているが、劣化が少なく定期的に修繕を行う	健康遊具	1													
富岸公園	近隣公園	H10	バスケットボールゴール	バスケットゴール	H10.04.01	20	処分制限が過ぎている	バスケットボールゴール	1													
富岸公園	近隣公園	H10	さく	テニス練習板	H10.04.01	20	処分制限が過ぎている	さく	1													
富岸公園	近隣公園	H10	さく	防球フェンス	H08.07.15	22	処分制限が過ぎている	さく	1													
らいば公園	都市緑地	H11	照明施設	公園灯	H11.12.01	19	処分制限期間内であるが、定期的に修繕を行う	照明施設	1					100							100	21
キウント湿原	都市緑地	H27	園路	園路	H27.4	3	処分制限期間内であるが、定期的に修繕を行う	園路	1		15	50	50	15	8,000	9,000	22,050	12,000	16,700			5,782
キウント湿原	都市緑地	H27	さく	互入防止外周柵	H27.4	3	処分制限期間内であるが、定期的に修繕を行う	さく	1													
キウント湿原	都市緑地	H27	門	門	H27.4	3	処分制限期間内であるが、定期的に修繕を行う	門	1													
合計									227	20,947	34,081	35,759	45,453	39,536	36,375	37,500	36,215	31,150	32,025			35,450

公園箇所数計: 41箇所

概算費用合計: 349,041





(様式2) 公園施設長寿命化計画調書 (都市公園別)

公園名 : 1 緑ヶ丘公園(街区公園)

供用年度 : S42.9.18

公園施設種類	公園施設名	具体的施設名称	規模等	主要部材	設置年度	経過年数	処分制限期間など	健全度調査			管理類型	長寿命化に向けた具体的対策 (点検方法、対策内容、改築・更新の考え方等)	対策を踏まえた更新見込み年度	対策内容(改築、更新含む)・時期												
								年度	劣化状況	緊急度				2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028			
管理施設	標識	注意標識		木製	S42	51	7	H30	処分制限期間は過ぎ、特に異常や劣化は見られない。	低	事後保全型	処分制限期間が過ぎているが、特に異常や劣化は見られないことから、特に異常や劣化は見られない。	2029年以降													
	標識	注意標識		木製	S44	49	7	H30	処分制限期間は過ぎ、特に異常や劣化は見られない。	低	事後保全型	処分制限期間が過ぎているが、特に異常や劣化は見られないことから、特に異常や劣化は見られない。	2029年以降													
	標識	案内板	避難場所	鋼製	S44	49	15	H30	処分制限期間は過ぎ、特に異常や劣化は見られない。	低	事後保全型	処分制限期間が過ぎているが、特に異常や劣化は見られないことから、特に異常や劣化は見られない。	2029年以降													
	標識	注意標識		木製	S61	32	7	H30	処分制限期間が過ぎ、部分的に発錆や劣化がみられるが、特に修繕の必要は無い。	低	事後保全型	処分制限期間が過ぎていることから、日常点検及び定期点検で維持管理を行い、修繕が必要な場合はその都度修繕を行う。	2029年以降													
	塀	縁石	8m	コンクリート	S42	51	10	H30	処分制限期間が過ぎ、部分的に劣化がみられるが、特に修繕の必要は無い。	低	事後保全型	処分制限期間が過ぎていることから、日常点検及び定期点検で維持管理を行い、修繕が必要な場合はその都度修繕を行う。	2029年以降													
	照明施設	公園灯		鋼製	H05	25	25	H30	特に異常や劣化は見られない。	低	予防保全型	日常的な維持管理により異常や劣化が確認された場合はその都度修繕を行う。	2029年以降													
修景施設	芝生	芝生	1,350㎡	芝生	S42	51		H30	処分制限期間が過ぎ、部分的に劣化がみられるが、特に修繕の必要は無い。	低	事後保全型	処分制限期間が過ぎていることから、日常点検及び定期点検で維持管理を行い、修繕が必要な場合はその都度修繕を行う。	2029年以降													
													10			245		15				245				

概算費用合計(千円) : 515

※ 「公園施設種類」には、都市公園法第二条第二項で規定する施設名称を記す。(「園路及び広場」、「修景施設」、「休養施設」、「遊戯施設」、「運動施設」、「教養施設」、「便益施設」、「管理施設」、「その他の施設」)

※ 「公園施設名」には、都市公園法第二条第二項及び同法施行令第五条、同法施行規則第一条の二で規定する施設名称を記す。(「日陰たな」、「休憩所」、「ベンチ」、「ぶらんこ」、「滑台」、「野球場」、「体験学習施設」、「便所」、「備蓄倉庫」等)











(様式2) 公園施設長寿命化計画調書 (都市公園別)

公園名 : 4 しおみ公園(街区公園)

供用年度 : S43.10.15

公園施設種類	公園施設名	具体的施設名称	規模等	主要部材	設置年度	経過年数	処分制限期間など	健全度調査			管理類型	長寿命化に向けた具体的対策 (点検方法、対策内容、改築・更新の考え方等)	対策を踏まえた更新見込み年度	対策内容(改築、更新含む)・時期													
								年度	劣化状況	緊急度				2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028				
管理施設	標識	案内板	避難場所	鋼製	S43	50	15	H30	処分制限期間は過ぎ、特に異常や劣化は見られない。	低	事後保全型	処分制限期間が過ぎているが、特に異常や劣化は見られないことから、特に異常や劣化は見られない。	2029年以降														
	標識	案内板	子供110番・教育委員会	鋼製	S43	50	15	H30	処分制限期間は過ぎ、特に異常や劣化は見られない。	低	事後保全型	処分制限期間が過ぎているが、特に異常や劣化は見られないことから、特に異常や劣化は見られない。	2029年以降														
	車止め	車止め		コンクリート	S43	50	10	H30	処分制限期間は過ぎ、特に異常や劣化は見られない。	低	事後保全型	処分制限期間が過ぎているが、特に異常や劣化は見られないことから、特に異常や劣化は見られない。	2029年以降														
	さく	外周柵	パイプ製 H=0.80 66m 折損・たわみあり	鋼製	S43	50	15	H30	処分制限期間が過ぎ、部分的に劣化がみられるが、特に修繕の必要は無い。	低	予防保全型	処分制限期間が過ぎていることから、日常点検及び定期点検で維持管理を行い、修繕が必要な場合はその都度修繕を行う。	2029年以降														部分補修等
修景施設	花壇	花壇	幌別第二町内会	木製	S43	50	7	H30	処分制限期間は過ぎ、特に異常や劣化は見られない。	低	事後保全型	処分制限期間が過ぎているが、特に異常や劣化は見られないことから、特に異常や劣化は見られない。	2029年以降														
	花壇	花壇	幌別第二町内会	ブロック	S43	50	20	H30	処分制限期間は過ぎ、特に異常や劣化は見られない。	低	事後保全型	処分制限期間が過ぎているが、特に異常や劣化は見られないことから、特に異常や劣化は見られない。	2029年以降														
	芝生	芝生	308㎡	芝生	S43	50		H30	処分制限期間が過ぎ、部分的に劣化がみられるが、特に修繕の必要は無い。	低	事後保全型	処分制限期間が過ぎていることから、日常点検及び定期点検で維持管理を行い、修繕が必要な場合はその都度修繕を行う。	2029年以降														
													7,469			50			50						150		

概算費用合計(千円) : 7,719

※ 「公園施設種類」には、都市公園法第二条第二項で規定する施設名称を記す。(「園路及び広場」、「修景施設」、「休養施設」、「遊戯施設」、「運動施設」、「教養施設」、「便益施設」、「管理施設」、「その他の施設」)

※ 「公園施設名」には、都市公園法第二条第二項及び同法施行令第五条、同法施行規則第一条の二で規定する施設名称を記す。(「日陰たな」、「休憩所」、「ベンチ」、「ぶらんこ」、「滑台」、「野球場」、「体験学習施設」、「便所」、「備蓄倉庫」等)





(様式2) 公園施設長寿命化計画調書 (都市公園別)

公園名 : 5 北公園 (街区公園)

供用年度 : S43.11.15

公園施設種類	公園施設名	具体的施設名称	規模等	主要部材	設置年度	経過年数	処分制限期間など	健全度調査			管理類型	長寿命化に向けた具体的対策 (点検方法、対策内容、改築・更新の考え方等)	対策を踏まえた更新見込み年度	対策内容(改築、更新含む)・時期															
								年度	劣化状況	緊急度				2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028						
便益施設	水飲場	水飲台	破損	コンクリート	S43	50	15	H30	処分制限期間が過ぎ、部分的に劣化がみられるが、特に修繕の必要は無いが、塗装については再塗装が必要である。	低	事後保全型	処分制限期間が過ぎていることから、日常点検及び定期点検で維持管理を行い、修繕が必要な場合はその都度修繕を行う。	2029年以降																
管理施設	照明施設	公園灯		鋼製	S43	55	15	R5	処分制限期間が過ぎており、全体的に発錆や劣化がみられ、改修が必要である。	高	予防保全型	処分制限期間が過ぎている。全体的に発錆や劣化がみられ、改修が必要である。改修後は日常的な維持管理により異常や劣化が確認された場合はその都度修繕を行う。	2025年												改修			部分補修等	
管理施設	標識	園名板		木製	S43	50	7	H30	処分制限期間は過ぎ、特に異常や劣化は見られない。	低	事後保全型	処分制限期間が過ぎているが、特に異常や劣化は見られないことから、特に異常や劣化は見られない。	2029年以降																
管理施設	標識	注意標識		木製	S43	50	7	H30	処分制限期間が過ぎ、部分的に発錆や劣化がみられるが、特に修繕の必要は無い。	低	事後保全型	処分制限期間が過ぎていることから、日常点検及び定期点検で維持管理を行い、修繕が必要な場合はその都度修繕を行う。	2029年以降																
管理施設	標識	案内板	避難場所	鋼製	S43	50	15	H30	処分制限期間は過ぎ、特に異常や劣化は見られない。	低	事後保全型	処分制限期間が過ぎているが、特に異常や劣化は見られないことから、特に異常や劣化は見られない。	2029年以降																
管理施設	門	門柱	石一部崩落	コンクリート	S43	50	10	H30	処分制限期間が過ぎ、部分的に劣化がみられるが、特に修繕の必要は無い。	低	事後保全型	処分制限期間が過ぎていることから、日常点検及び定期点検で維持管理を行い、修繕が必要な場合はその都度修繕を行う。	2029年以降															部分補修等	
管理施設	車止め	車止め		鋼製	S43	50	15	H30	処分制限期間が過ぎ、部分的に劣化がみられるが、特に修繕の必要は無いが、塗装については再塗装が必要である。	低	事後保全型	処分制限期間が過ぎていることから、日常点検及び定期点検で維持管理を行い、修繕が必要な場合はその都度修繕を行う。	2029年以降															部分補修等	
管理施設	塀	縁石	102m	コンクリート	S43	50	10	H30	処分制限期間が過ぎ、部分的に劣化がみられるが、特に修繕の必要は無い。	低	事後保全型	処分制限期間が過ぎていることから、日常点検及び定期点検で維持管理を行い、修繕が必要な場合はその都度修繕を行う。	2029年以降																
修景施設	芝生	芝生	834 m <sup>2</sup>	芝生	S43	50		H30	処分制限期間が過ぎ、部分的に劣化がみられるが、特に修繕の必要は無い。	低	事後保全型	処分制限期間が過ぎていることから、日常点検及び定期点検で維持管理を行い、修繕が必要な場合はその都度修繕を行う。	2029年以降																
													10			415		50	3,000				415	200					

概算費用合計(千円) : 4,090

※ 「公園施設種類」には、都市公園法第二条第二項で規定する施設名称を記す。(「園路及び広場」、「修景施設」、「休養施設」、「遊戯施設」、「運動施設」、「教養施設」、「便益施設」、「管理施設」、「その他の施設」)

※ 「公園施設名」には、都市公園法第二条第二項及び同法施行令第五条、同法施行規則第一条の二で規定する施設名称を記す。(「日陰たな」、「休憩所」、「ベンチ」、「ぶらんこ」、「滑台」、「野球場」、「体験学習施設」、「便所」、「備蓄倉庫」等)

(様式2) 公園施設長寿命化計画調書 (都市公園別)

公園施設種類	公園施設名	具体的施設名称	規模等	主要部材	設置年度	経過年数	処分制限期間など	健全度調査			管理類型	長寿命化に向けた具体的対策 (点検方法、対策内容、 改築・更新の考え方等)	対策を踏まえた更新見込み年度	対策内容(改築、更新含む)・時期																
								年度	劣化状況	緊急度				2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028							
園路・広場	広場	多目的広場	2,424 m <sup>2</sup>	ダスト	S44	49	10	H30	処分制限期間は過ぎ、特に異常や劣化は見られない。	低	事後保全型	処分制限期間が過ぎているが、特に異常や劣化は見られないことから、特に異常や劣化は見られない。	2029年以降																	
園路・広場	広場	幼児遊具広場	883 m <sup>2</sup>	芝生	S44	49		H30	処分制限期間は過ぎ、特に異常や劣化は見られない。	低	事後保全型	処分制限期間が過ぎているが、特に異常や劣化は見られないことから、特に異常や劣化は見られない。	2029年以降																	
園路・広場	園路	園路	147 m <sup>2</sup>	アスファルト	S44	49	10	H30	処分制限期間は過ぎ、特に異常や劣化は見られない。	低	事後保全型	処分制限期間が過ぎているが、特に異常や劣化は見られないことから、特に異常や劣化は見られない。	2029年以降																	
休養施設	ベンチ	背なしベンチ		木製	S44	49	7	H30	処分制限期間が過ぎ、部分的に発錆や劣化がみられるが、特に修繕の必要は無い。	低	予防保全型	処分制限期間が過ぎていることから、日常点検及び定期点検で維持管理を行い、修繕が必要な場合はその都度修繕を行う。	2029年以降																	
休養施設	休憩所	四阿	支柱とつか石の設置面腐食	木製	S44	49	15	H30	処分制限期間が過ぎ、部分的に腐食や破損が目立ち、修繕をすることで利用が可能であることから、緊急な修繕や改築が必要である。	中	予防保全型	処分制限期間が過ぎ、腐食や劣化・破損も見られることから改修が必要である。改修後は日常的な維持管理により異常や劣化が確認された場合はその都度修繕を行う。	2023年			部分補修等		改築更新									部分補修等			
遊戯施設	ブランコ	大型2人用ブランコ①	軽微な劣化あり	鋼製	H24	6	15	H30	部分的に発錆や劣化がみられるが、特に修繕の必要は無い。	低	予防保全型	日常点検及び定期点検で維持管理を行い、修繕が必要な場合はその都度修繕を行う。	2029年以降														部分補修等			
遊戯施設	安全柵	大型2人用ブランコ安全柵(両)①	健全な状態	鋼製	H24	6	15	H30	部分的に発錆は見られるが、特に異常や劣化は見られない。	低	予防保全型	日常的な維持管理により異常や劣化が確認された場合はその都度修繕を行う。	2029年以降														部分補修等			
遊戯施設	ブランコ	大型2人用ブランコ②	ゴムマット破れ	鋼製	H24	6	15	H30	部分的に発錆や劣化がみられるが、特に修繕の必要は無い。	低	予防保全型	日常点検及び定期点検で維持管理を行い、修繕が必要な場合はその都度修繕を行う。	2029年以降														部分補修等			
遊戯施設	安全柵	大型2人用ブランコ安全柵(両)②	健全な状態	鋼製	H23	7	15	H30	部分的に発錆は見られるが、特に異常や劣化は見られない。	低	予防保全型	日常的な維持管理により異常や劣化が確認された場合はその都度修繕を行う。	2029年以降														部分補修等			
遊戯施設	シーソー	弓型シーソー①	軽微な劣化あり	鋼製	H24	6	15	H30	部分的に発錆や劣化がみられるが、特に修繕の必要は無い。	低	予防保全型	日常点検及び定期点検で維持管理を行い、修繕が必要な場合はその都度修繕を行う。	2029年以降														部分補修等			
遊戯施設	シーソー	弓型シーソー②	軽微な劣化あり	鋼製	H24	6	15	H30	部分的に発錆や劣化がみられるが、特に修繕の必要は無い。	低	予防保全型	日常点検及び定期点検で維持管理を行い、修繕が必要な場合はその都度修繕を行う。	2029年以降														部分補修等			
遊戯施設	滑台	放射型滑台	ゴムマット破れ	鋼製	H23	7	15	H30	部分的に発錆や劣化がみられるが、特に修繕の必要は無い。	低	予防保全型	日常点検及び定期点検で維持管理を行い、修繕が必要な場合はその都度修繕を行う。	2029年以降													部分補修等		部分補修等		
遊戯施設	鉄棒	3間低鉄棒	ゴムマットアンカーピン欠落	鋼製	H23	7	15	H30	部分的に発錆や劣化がみられるが、特に修繕の必要は無い。	低	予防保全型	日常点検及び定期点検で維持管理を行い、修繕が必要な場合はその都度修繕を行う。	2029年以降													部分補修等		部分補修等		



(様式2) 公園施設長寿命化計画調書 (都市公園別)

公園名 : 6 富士1号公園 (街区公園)

供用年度 : S44.5.20

公園施設種類	公園施設名	具体的施設名称	規模等	主要部材	設置年度	経過年数	処分制限期間など	健全度調査			管理類型	長寿命化に向けた具体的対策 (点検方法、対策内容、 改築・更新の考え方等)	対策を踏まえた更新見込み年度	対策内容(改築、更新含む)・時期											
								年度	劣化状況	緊急度				2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028		
修景施設	花壇	花壇		木製	S44	49	7	H30	処分制限期間は過ぎ、特に異常や劣化は見られない。	低	事後保全型	処分制限期間が過ぎているが、特に異常や劣化は見られないことから、特に異常や劣化は見られない。	2029年以降												
修景施設	花壇	花壇		木製	S44	49	7	H30	処分制限期間が過ぎ、部分的に発錆や劣化がみられるが、特に修繕の必要は無い。	低	事後保全型	処分制限期間が過ぎていることから、日常点検及び定期点検で維持管理を行い、修繕が必要な場合はその都度修繕を行う。	2029年以降												
修景施設	花壇	花壇		ブロック	S44	49	20	H30	処分制限期間は過ぎ、特に異常や劣化は見られない。	低	事後保全型	処分制限期間が過ぎているが、特に異常や劣化は見られないことから、特に異常や劣化は見られない。	2029年以降												
															180		4,769						130	295	

概算費用合計(千円) : 5,374

※ 「公園施設種類」には、都市公園法第二条第二項で規定する施設名称を記す。(「園路及び広場」、「修景施設」、「休養施設」、「遊戯施設」、「運動施設」、「教養施設」、「便益施設」、「管理施設」、「その他の施設」)

※ 「公園施設名」には、都市公園法第二条第二項及び同法施行令第五条、同法施行規則第一条の二で規定する施設名称を記す。(「日陰たな」、「休憩所」、「ベンチ」、「ぶらんこ」、「滑台」、「野球場」、「体験学習施設」、「便所」、「備蓄倉庫」等)













(様式2) 公園施設長寿命化計画調書 (都市公園別)

公園名 : 9 桜木公園 (街区公園)

供用年度 : S46.6.9

公園施設種類	公園施設名	具体的施設名称	規模等	主要部材	設置年度	経過年数	処分制限期間など	健全度調査			管理類型	長寿命化に向けた具体的対策 (点検方法、対策内容、 改築・更新の考え方等)	対策を踏まえた更新見込み 年度	対策内容 (改築、更新含む) ・ 時期																	
								年度	劣化状況	緊急度				2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028								
園路・広場	広場	多目的広場	955 m <sup>2</sup>	ダスト	S46	47	10	H30	処分制限期間は過ぎ、特に異常や劣化は見られない。	低	事後保全型	処分制限期間が過ぎているが、特に異常や劣化は見られないことから、特に異常や劣化は見られない。	2029年以降																		
	園路	園路	167 m <sup>2</sup>	アスファルト	S46	47	10	H30	処分制限期間は過ぎ、特に異常や劣化は見られない。	低	事後保全型	処分制限期間が過ぎているが、特に異常や劣化は見られないことから、特に異常や劣化は見られない。	2029年以降																		
運動施設	サッカーゴール	ゴールポスト		鋼製	S46	47	18	H30	処分制限期間が過ぎ、部分的に劣化がみられるが、特に修繕の必要は無いが、塗装については再塗装が必要である。	低	予防保全型	処分制限期間が過ぎていることから、日常点検及び定期点検で維持管理を行い、修繕が必要な場合はその都度修繕を行う。	2029年以降																		
管理施設	さく	外周柵	パイプ製 H=4.00m 46.5m	鋼製	S46	47	15	H30	処分制限期間が過ぎ、部分的に発錆や劣化がみられるが、特に修繕の必要は無い。	低	予防保全型	処分制限期間が過ぎていることから、日常点検及び定期点検で維持管理を行い、修繕が必要な場合はその都度修繕を行う。	2029年以降																		
	さく	防護ネット	H=8.00m 19m	コンクリート	S46	47	10	H30	処分制限期間は過ぎ、特に異常や劣化は見られない。	低	予防保全型	処分制限期間が過ぎているが、特に異常や劣化は見られないことから、特に異常や劣化は見られない。	2029年以降																		
	標識	注意標識		鋼製	S46	47	15	H30	処分制限期間は過ぎ、特に異常や劣化は見られない。	低	事後保全型	処分制限期間が過ぎているが、特に異常や劣化は見られないことから、特に異常や劣化は見られない。	2029年以降																		
	標識	案内板	避難場所	鋼製	S46	47	15	H30	処分制限期間は過ぎ、特に異常や劣化は見られない。	低	事後保全型	処分制限期間が過ぎているが、特に異常や劣化は見られないことから、特に異常や劣化は見られない。	2029年以降																		
便益施設	駐輪場	駐輪場	8.4 m <sup>2</sup>	コンクリート	S46	47	15	H30	処分制限期間は過ぎ、特に異常や劣化は見られない。	低	事後保全型	処分制限期間が過ぎているが、特に異常や劣化は見られないことから、特に異常や劣化は見られない。	2029年以降																		
修景施設	つき山	つき山	512 m <sup>2</sup>	芝生	S46	47		H30	処分制限期間は過ぎ、特に異常や劣化は見られない。	低	事後保全型	処分制限期間が過ぎているが、特に異常や劣化は見られないことから、特に異常や劣化は見られない。	2029年以降																		

概算費用合計 (千円) :

※ 「公園施設種類」には、都市公園法第二条第二項で規定する施設名称を記す。(「園路及び広場」、「修景施設」、「休養施設」、「遊戯施設」、「運動施設」、「教養施設」、「便益施設」、「管理施設」、「その他の施設」)

※ 「公園施設名」には、都市公園法第二条第二項及び同法施行令第五条、同法施行規則第一条の二で規定する施設名称を記す。(「日陰たな」、「休憩所」、「ベンチ」、「ぶらんこ」、「滑台」、「野球場」、「体験学習施設」、「便所」、「備蓄倉庫」等)















(様式2) 公園施設長寿命化計画調書 (都市公園別)

公園名 : 12 かえて公園 (街区公園)

供用年度 : S49.11.30

公園施設種類	公園施設名	具体的施設名称	規模等	主要部材	設置年度	経過年数	処分制限期間など	健全度調査			管理類型	長寿命化に向けた具体的対策 (点検方法、対策内容、改築・更新の考え方等)	対策を踏まえた更新見込み年度	対策内容 (改築、更新含む) ・ 時期													
								年度	劣化状況	緊急度				2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028				
管理施設	標識	園名板	ぐらつき有り	木製	S49	44	7	H30	処分制限期間が過ぎ、特に異常や劣化は見られない。	低	事後保全型	処分制限期間が過ぎているが、特に異常や劣化は見られないことから、特に異常や劣化は見られない。	2029年以降														
管理施設	標識	注意標識	公園利用看板	木製	S49	44	7	H30	処分制限期間が過ぎ、部分的に発錆や劣化がみられるが、特に修繕の必要は無い。	低	事後保全型	処分制限期間が過ぎていることから、日常点検及び定期点検で維持管理を行い、修繕が必要な場合はその都度修繕を行う。	2029年以降														
管理施設	標識	注意標識	犬散歩禁止看板	木製	S49	44	7	H30	処分制限期間が過ぎ、特に異常や劣化は見られない。	低	事後保全型	処分制限期間が過ぎているが、特に異常や劣化は見られないことから、特に異常や劣化は見られない。	2029年以降														
管理施設	標識	案内板	避難場所	鋼製	S49	44	15	H30	処分制限期間が過ぎ、特に異常や劣化は見られない。	低	事後保全型	処分制限期間が過ぎているが、特に異常や劣化は見られないことから、特に異常や劣化は見られない。	2029年以降														
管理施設	標識	注意標識		木製	S49	44	7	H30	処分制限期間が過ぎ、特に異常や劣化は見られない。	低	事後保全型	処分制限期間が過ぎているが、特に異常や劣化は見られないことから、特に異常や劣化は見られない。	2029年以降														
管理施設	塀	縁石	121m	コンクリート	S49	44	10	H30	処分制限期間が過ぎ、部分的に劣化がみられるが、特に修繕の必要は無い。	低	事後保全型	処分制限期間が過ぎていることから、日常点検及び定期点検で維持管理を行い、修繕が必要な場合はその都度修繕を行う。	2029年以降														
管理施設	照明施設	公園灯		鋼製	S49	49	15	R5	処分制限期間が過ぎ、支柱が全体的に錆び、一部断面欠損が発生していることから改修が必要である。	高	予防保全型	処分制限期間が過ぎている。支柱が全体的に錆び、一部断面欠損が発生していることから改修が必要である。改修後は日常的な維持管理により異常や劣化が確認された場合はその都度修繕を行う。	2024年								改修				部分補修等		
管理施設	車止め	車止め		鋼製	S49	44	15	H30	処分制限期間が過ぎ、部分的に発錆や劣化がみられるが、特に修繕の必要は無い。	低	事後保全型	処分制限期間が過ぎていることから、日常点検及び定期点検で維持管理を行い、修繕が必要な場合はその都度修繕を行う。	2029年以降														
修景施設	芝生	芝生	803 m <sup>2</sup>	芝生	S49	44		H30	処分制限期間が過ぎ、部分的に劣化がみられるが、特に修繕の必要は無い。	低	事後保全型	処分制限期間が過ぎていることから、日常点検及び定期点検で維持管理を行い、修繕が必要な場合はその都度修繕を行う。	2029年以降														
													135		30	145		1,550					350				

概算費用合計 (千円) : 2,210

※ 「公園施設種類」には、都市公園法第二条第二項で規定する施設名称を記す。(「園路及び広場」、「修景施設」、「休養施設」、「遊戯施設」、「運動施設」、「教養施設」、「便益施設」、「管理施設」、「その他の施設」)

※ 「公園施設名」には、都市公園法第二条第二項及び同法施行令第五条、同法施行規則第一条の二で規定する施設名称を記す。(「日陰たな」、「休憩所」、「ベンチ」、「ぶらんこ」、「滑台」、「野球場」、「体験学習施設」、「便所」、「備蓄倉庫」等)



(様式2) 公園施設長寿命化計画調書 (都市公園別)

公園施設種類	公園施設名	具体的施設名称	規模等	主要部材	設置年度	経過年数	処分制限間など	健全度調査			管理類型	長寿命化に向けた具体的対策 (点検方法、対策内容、 改築・更新の考え方等)	対策を踏 まえた更 新見込み 年度	対策内容 (改築、更新含む) ・ 時期																						
								年度	劣化状況	緊急度				2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028													
修景施設	芝生	芝生	429 m <sup>2</sup>	芝生	S50	43		H30	処分制限期間が過ぎ、部分的に劣化がみられるが、特に修繕の必要は無い。	低	事後保全型	長寿命化に向けた具体的対策 (点検方法、対策内容、 改築・更新の考え方等)	2029年以降																							
													245						245																	

※ 「公園施設種類」には、都市公園法第二条第二項で規定する施設名称を記す。(「園路及び広場」、「修景施設」、「休養施設」、「遊戯施設」、「運動施設」、「教養施設」、「便益施設」、「管理施設」、「その他の施設」)

※ 「公園施設名」には、都市公園法第二条第二項及び同法施行令第五条、同法施行規則第一条の二で規定する施設名称を記す。(「日陰たな」、「休憩所」、「ベンチ」、「ぶらんこ」、「滑台」、「野球場」、「体験学習施設」、「便所」、「備蓄倉庫」等)



(様式2) 公園施設長寿命化計画調書 (都市公園別)

公園施設種類	公園施設名	具体的施設名称	規模等	主要部材	設置年度	経過年数	処分制限期間など	健全度調査			管理類型	長寿命化に向けた具体的対策 (点検方法、対策内容、改築・更新の考え方等)	対策を踏まえた更新見込み年度	対策内容 (改築、更新含む) ・ 時期																								
								年度	劣化状況	緊急度				2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028															
管理施設	照明施設	公園灯		鋼製	S50	43	25	H30	処分制限期間が過ぎ、特に異常や劣化は見られない。	低	予防保全型	処分制限期間が過ぎているが、特に異常や劣化は見られないことから、特に異常や劣化は見られない。	2029年以降																									
	塀	緑石	140m	コンクリート	S51	42	10	H30	処分制限期間が過ぎ、部分的に劣化がみられるが、特に修繕の必要は無い。	低	事後保全型	処分制限期間が過ぎていることから、日常点検及び定期点検で維持管理を行い、修繕が必要な場合はその都度修繕を行う。	2029年以降																									
修景施設	芝生	芝生	590 m <sup>2</sup>	芝生	S51	42		H30	処分制限期間が過ぎ、特に異常や劣化は見られない。	低	事後保全型	処分制限期間が過ぎているが、特に異常や劣化は見られないことから、特に異常や劣化は見られない。	2029年以降																									
														30	115																							

概算費用合計 (千円) : 290

※ 「公園施設種類」には、都市公園法第二条第二項で規定する施設名称を記す。(「園路及び広場」、「修景施設」、「休養施設」、「遊戯施設」、「運動施設」、「教養施設」、「便益施設」、「管理施設」、「その他の施設」)

※ 「公園施設名」には、都市公園法第二条第二項及び同法施行令第五条、同法施行規則第一条の二で規定する施設名称を記す。(「日陰たな」、「休憩所」、「ベンチ」、「ぶらんこ」、「滑台」、「野球場」、「体験学習施設」、「便所」、「備蓄倉庫」等)



(様式2) 公園施設長寿命化計画調書 (都市公園別)

公園施設種類	公園施設名	具体的施設名称	規模等	主要部材	設置年度	経過年数	処分制限期間など	健全度調査			管理類型	長寿命化に向けた具体的対策 (点検方法、対策内容、 改築・更新の考え方等)	対策を踏 まえた更 新見込み 年度	対策内容 (改築、更新含む) ・ 時期																	
								年度	劣化状況	緊急度				2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028								
管理施設	さく	外周柵	金網 H=3.0 15m	鋼製	S52	41	15	H30	処分制限期間が過ぎ、部分的に劣化がみられるが、特に修繕の必要は無いが、塗装については再塗装が必要である。	低	予防保全型	処分制限期間が過ぎていることから、日常点検及び定期点検で維持管理を行い、修繕が必要な場合はその都度修繕を行う。	2029年以降	部分補修等																	
	塀	縁石	88m	コンクリート	S52	41	10	H30	処分制限期間が過ぎ、部分的に劣化がみられるが、特に修繕の必要は無い。	低	事後保全型	処分制限期間が過ぎていることから、日常点検及び定期点検で維持管理を行い、修繕が必要な場合はその都度修繕を行う。	2029年以降																		
修景施設	芝生	芝生	277 m <sup>2</sup>	芝生	S52	41		H30	処分制限期間が過ぎ、部分的に劣化がみられるが、特に修繕の必要は無い。	低	事後保全型	処分制限期間が過ぎていることから、日常点検及び定期点検で維持管理を行い、修繕が必要な場合はその都度修繕を行う。	2029年以降																		
													305																		

概算費用合計 (千円) : 3,305

※ 「公園施設種類」には、都市公園法第二条第二項で規定する施設名称を記す。(「園路及び広場」、「修景施設」、「休養施設」、「遊戯施設」、「運動施設」、「教養施設」、「便益施設」、「管理施設」、「その他の施設」)  
 ※ 「公園施設名」には、都市公園法第二条第二項及び同法施行令第五条、同法施行規則第一条の二で規定する施設名称を記す。(「日陰たな」、「休憩所」、「ベンチ」、「ぶらんこ」、「滑台」、「野球場」、「体験学習施設」、「便所」、「備蓄倉庫」等)





(様式2) 公園施設長寿命化計画調書 (都市公園別)

公園名 : 16 柏木公園 (街区公園)

供用年度 : S55.2.1

公園施設種類	公園施設名	具体的施設名称	規模等	主要部材	設置年度	経過年数	処分制限期間など	健全度調査			管理類型	長寿命化に向けた具体的対策 (点検方法、対策内容、改築・更新の考え方等)	対策を踏まえた更新見込み年度	対策内容 (改築、更新含む) ・ 時期															
								年度	劣化状況	緊急度				2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028						
管理施設	標識	注意標識		木製	S60	33	7	H30	処分制限期間が過ぎ、特に異常や劣化は見られない。	低	事後保全型	処分制限期間が過ぎているが、特に異常や劣化は見られないことから、特に異常や劣化は見られない。	2029年以降																
管理施設	照明施設	公園灯		鋼製	S60	33	25	H30	処分制限期間が過ぎ、特に異常や劣化は見られない。	低	予防保全型	処分制限期間が過ぎているが、特に異常や劣化は見られないことから、特に異常や劣化は見られない。	2029年以降																
管理施設	塀	縁石	390m	コンクリート	S60	33	10	H30	処分制限期間が過ぎ、部分的に劣化がみられるが、特に修繕の必要は無い。	低	事後保全型	処分制限期間が過ぎていることから、日常点検及び定期点検で維持管理を行い、修繕が必要な場合はその都度修繕を行う。	2029年以降																
修景施設	芝生	芝生	4,470 m <sup>2</sup>	芝生	S60	33		H30	処分制限期間が過ぎ、部分的に劣化がみられるが、特に修繕の必要は無い。	低	事後保全型	処分制限期間が過ぎていることから、日常点検及び定期点検で維持管理を行い、修繕が必要な場合はその都度修繕を行う。	2029年以降																
														115				245											230

概算費用合計 (千円) : 590

※ 「公園施設種類」には、都市公園法第二条第二項で規定する施設名称を記す。(「園路及び広場」、「修景施設」、「休養施設」、「遊戯施設」、「運動施設」、「教養施設」、「便益施設」、「管理施設」、「その他の施設」)  
 ※ 「公園施設名」には、都市公園法第二条第二項及び同法施行令第五条、同法施行規則第一条の二で規定する施設名称を記す。(「日陰たな」、「休憩所」、「ベンチ」、「ぶらんこ」、「滑台」、「野球場」、「体験学習施設」、「便所」、「備蓄倉庫」等)



(様式2) 公園施設長寿命化計画調書 (都市公園別)

公園名 : 17 めばえ公園 (街区公園)

供用年度 : S56.2.27

公園施設種類	公園施設名	具体的施設名称	規模等	主要部材	設置年度	経過年数	処分制限期間など	健全度調査			管理類型	長寿命化に向けた具体的対策 (点検方法、対策内容、改築・更新の考え方等)	対策を踏まえた更新見込み年度	対策内容(改築、更新含む)・時期											
								年度	劣化状況	緊急度				2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028		
管理施設	照明施設	公園灯		鋼製	S56	37	25	H30	処分制限期間が過ぎ、特に異常や劣化は見られない。	低	予防保全型	処分制限期間が過ぎているが、特に異常や劣化は見られないことから、特に異常や劣化は見られない。	2029年以降												
管理施設	塀	緑石	76m	コンクリート	S56	37	10	H30	処分制限期間が過ぎ、部分的に劣化が見られるが、特に修繕の必要は無い。	低	事後保全型	処分制限期間が過ぎていることから、日常点検及び定期点検で維持管理を行い、修繕が必要な場合はその都度修繕を行う。	2029年以降												
修景施設	つき山	つき山	154 m	芝生	S56	37		H30	処分制限期間が過ぎ、部分的に劣化が見られるが、特に修繕の必要は無い。	低	事後保全型	処分制限期間が過ぎていることから、日常点検及び定期点検で維持管理を行い、修繕が必要な場合はその都度修繕を行う。	2029年以降												
修景施設	芝生	芝生	414 m	芝生	S56	37		H30	処分制限期間が過ぎ、部分的に劣化が見られるが、特に修繕の必要は無い。	低	事後保全型	処分制限期間が過ぎていることから、日常点検及び定期点検で維持管理を行い、修繕が必要な場合はその都度修繕を行う。	2029年以降												
便益施設	水飲場	水飲台	冬囲い	コンクリート	S56	37	15	H30	処分制限期間が過ぎ、特に異常や劣化は見られない。	低	事後保全型	処分制限期間が過ぎているが、特に異常や劣化は見られないことから、特に異常や劣化は見られない。	2029年以降												
													85	15	15	15	2,463	100	15	15	15	15			

概算費用合計(千円) : 2,753

※ 「公園施設種類」には、都市公園法第二条第二項で規定する施設名称を記す。(「園路及び広場」、「修景施設」、「休養施設」、「遊戯施設」、「運動施設」、「教養施設」、「便益施設」、「管理施設」、「その他の施設」)

※ 「公園施設名」には、都市公園法第二条第二項及び同法施行令第五条、同法施行規則第一条の二で規定する施設名称を記す。(「日陰たな」、「休憩所」、「ベンチ」、「ぶらんこ」、「滑台」、「野球場」、「体験学習施設」、「便所」、「備蓄倉庫」等)



(様式2) 公園施設長寿命化計画調書 (都市公園別)

公園名 : 18 さわやか公園 (街区公園)

供用年度 : S56.12.9

公園施設種類	公園施設名	具体的施設名称	規模等	主要部材	設置年度	経過年数	処分制限期間など	健全度調査			管理類型	長寿命化に向けた具体的対策 (点検方法、対策内容、改築・更新の考え方等)	対策を踏まえた更新見込み年度	対策内容(改築、更新含む)・時期										
								年度	劣化状況	緊急度				2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	
管理施設	さく	目隠し塀	H=1.45	木製	S56	37	10	H30	処分制限期間が過ぎ、特に異常や劣化は見られない。	低	予防保全型	処分制限期間が過ぎているが、特に異常や劣化は見られないことから、特に異常や劣化は見られない。	2029年以降											
管理施設	車止め	車止め		コンクリート	S56	37	10	H30	処分制限期間が過ぎ、部分的に劣化がみられるが、特に修繕の必要は無いが、塗装については再塗装が必要である。	低	事後保全型	処分制限期間が過ぎていることから、日常点検及び定期点検で維持管理を行い、修繕が必要な場合はその都度修繕を行う。	2029年以降											
管理施設	標識	園名板		木製	S56	37	7	H30	処分制限期間が過ぎ、部分的に発錆や劣化がみられるが、特に修繕の必要は無い。	低	事後保全型	処分制限期間が過ぎていることから、日常点検及び定期点検で維持管理を行い、修繕が必要な場合はその都度修繕を行う。	2029年以降											
管理施設	標識	注意標識	公園を利用する皆さんへ	木製	S56	37	7	H30	処分制限期間が過ぎ、部分的に発錆や劣化がみられるが、特に修繕の必要は無い。	低	事後保全型	処分制限期間が過ぎていることから、日常点検及び定期点検で維持管理を行い、修繕が必要な場合はその都度修繕を行う。	2029年以降											
管理施設	標識	注意標識		木製	S56	37	7	H30	処分制限期間が過ぎ、特に異常や劣化は見られない。	低	事後保全型	処分制限期間が過ぎているが、特に異常や劣化は見られないことから、特に異常や劣化は見られない。	2029年以降											
管理施設	標識	案内板	避難場所	鋼製	S56	37	15	H30	処分制限期間が過ぎ、特に異常や劣化は見られない。	低	事後保全型	処分制限期間が過ぎているが、特に異常や劣化は見られないことから、特に異常や劣化は見られない。	2029年以降											
管理施設	標識	注意標識	公園を利用する皆さんへ	木製	S56	37	7	H30	処分制限期間が過ぎ、特に異常や劣化は見られない。	低	事後保全型	処分制限期間が過ぎているが、特に異常や劣化は見られないことから、特に異常や劣化は見られない。	2029年以降											
管理施設	照明施設	公園灯		鋼製	S56	37	25	H30	処分制限期間が過ぎ、特に異常や劣化は見られない。	低	予防保全型	処分制限期間が過ぎているが、特に異常や劣化は見られないことから、特に異常や劣化は見られない。	2029年以降											
管理施設	塀	緑石	140m	コンクリート	S56	37	10	H30	処分制限期間が過ぎ、部分的に劣化がみられるが、特に修繕の必要は無い。	低	事後保全型	処分制限期間が過ぎていることから、日常点検及び定期点検で維持管理を行い、修繕が必要な場合はその都度修繕を行う。	2029年以降											
修景施設	芝生	芝生	550 m <sup>2</sup>	芝生	S56	37		H30	処分制限期間が過ぎ、部分的に劣化がみられるが、特に修繕の必要は無い。	低	事後保全型	処分制限期間が過ぎていることから、日常点検及び定期点検で維持管理を行い、修繕が必要な場合はその都度修繕を行う。	2029年以降											
便益施設	便所	便所	1.5 m <sup>2</sup>	木造	S56	37	24	H30	処分制限期間が過ぎ、部分的に発錆や劣化がみられるが、特に修繕の必要は無い。	低	予防保全型	処分制限期間が過ぎていることから、日常点検及び定期点検で維持管理を行い、修繕が必要な場合はその都度修繕を行う。	2029年以降											
														165	15	130	15			2,550	15	130		

概算費用合計(千円) : 3,020

※ 「公園施設種類」には、都市公園法第二条第二項で規定する施設名称を記す。(「園路及び広場」、「修景施設」、「休養施設」、「遊戯施設」、「運動施設」、「教養施設」、「便益施設」、「管理施設」、「その他の施設」)

※ 「公園施設名」には、都市公園法第二条第二項及び同法施行令第五条、同法施行規則第一条の二で規定する施設名称を記す。(「日陰たな」、「休憩所」、「ベンチ」、「ぶらんこ」、「滑台」、「野球場」、「体験学習施設」、「便所」、「備蓄倉庫」等)











公園施設種類	公園施設名	具体的施設名称	規模等	主要部材	設置年度	経過年数	処分制限期間など	健全度調査			管理類型	長寿命化に向けた具体的対策 (点検方法、対策内容、改築・更新の考え方等)	対策を踏まえた更新見込み年度	対策内容 (改築、更新含む) ・ 時期															
								年度	劣化状況	緊急度				2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028						
管理施設	雨水排水施設	側溝		コンクリート	S57	36	15	H30	処分制限期間が過ぎ、特に異常や劣化は見られない。	低	事後保全型	処分制限期間が過ぎているが、特に異常や劣化は見られないことから、特に異常や劣化は見られない。	2029年以降																
教養施設	動物舎	鳥類給餌台		木製	S57	36	20	H30	処分制限期間が過ぎ、部分的に劣化がみられるが、特に修繕の必要は無い。	低	予防保全型	処分制限期間が過ぎていることから、日常点検及び定期点検で維持管理を行い、修繕が必要な場合はその都度修繕を行う。	2029年以降																
教養施設	動物舎	ニジマス給餌場		木製	S57	36	20	H30	処分制限期間が過ぎ、特に異常や劣化は見られない。	低	予防保全型	処分制限期間が過ぎているが、特に異常や劣化は見られないことから、特に異常や劣化は見られない。	2029年以降																
修景施設	日陰たな	藤棚		木造	S57	36	7	H30	処分制限期間が過ぎ、特に異常や劣化は見られない。	低	事後保全型	処分制限期間が過ぎているが、特に異常や劣化は見られないことから、特に異常や劣化は見られない。	2029年以降																
修景施設	日陰たな	ふじ棚のトンネル		鋼製	S57	36	15	H30	処分制限期間が過ぎ、部分的に発錆や劣化がみられるが、特に修繕の必要は無い。	低	事後保全型	処分制限期間が過ぎていることから、日常点検及び定期点検で維持管理を行い、修繕が必要な場合はその都度修繕を行う。	2029年以降																
													50	50				50		8,000		50							

概算費用合計 (千円) : 8,200

※ 「公園施設種類」には、都市公園法第二条第二項で規定する施設名称を記す。(「園路及び広場」、「修景施設」、「休養施設」、「遊戯施設」、「運動施設」、「教養施設」、「便益施設」、「管理施設」、「その他の施設」)

※ 「公園施設名」には、都市公園法第二条第二項及び同法施行令第五条、同法施行規則第一条の二で規定する施設名称を記す。(「日陰たな」、「休憩所」、「ベンチ」、「ぶらんこ」、「滑台」、「野球場」、「体験学習施設」、「便所」、「備蓄倉庫」等)



(様式2) 公園施設長寿命化計画調書 (都市公園別)

公園名 : 20 のぞみ公園 (街区公園)

供用年度 : S58.10.6

公園施設種類	公園施設名	具体的施設名称	規模等	主要部材	設置年度	経過年数	処制限期間など	健全度調査			管理類型	長寿命化に向けた具体的対策 (点検方法、対策内容、改築・更新の考え方等)	対策を踏まえた更新見込み年度	対策内容(改築、更新含む)・時期															
								年度	劣化状況	緊急度				2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028						
管理施設	標識	注意標識		木製	S58	35	7	H30	処制限期間が過ぎ、部分的に発錆や劣化がみられるが、特に修繕の必要は無い。	低	事後保全型	処制限期間が過ぎていることから、日常点検及び定期点検で維持管理を行い、修繕が必要な場合はその都度修繕を行う。	2029年以降																
	標識	注意標識	犬散歩禁止看板	木製	S58	35	7	H30	処制限期間は過ぎ、特に異常や劣化は見られない。	低	事後保全型	処制限期間が過ぎているが、特に異常や劣化は見られないことから、特に異常や劣化は見られない。	2029年以降																
	標識	案内板	避難場所	鋼製	S58	35	15	H30	処制限期間は過ぎ、特に異常や劣化は見られない。	低	事後保全型	処制限期間が過ぎているが、特に異常や劣化は見られないことから、特に異常や劣化は見られない。	2029年以降																
修景施設	花壇	花壇	1	コンクリート	S58	35	20	H30	処制限期間は過ぎ、特に異常や劣化は見られない。	低	事後保全型	処制限期間が過ぎているが、特に異常や劣化は見られないことから、特に異常や劣化は見られない。	2029年以降																
	芝生	芝生	172 m <sup>2</sup>	芝生	S58	35		H30	処制限期間が過ぎ、部分的に劣化がみられるが、特に修繕の必要は無い。	低	事後保全型	処制限期間が過ぎていることから、日常点検及び定期点検で維持管理を行い、修繕が必要な場合はその都度修繕を行う。	2029年以降																
																30	130			30								160	

概算費用合計(千円) : 350

※ 「公園施設種類」には、都市公園法第二条第二項で規定する施設名称を記す。(「園路及び広場」、「修景施設」、「休養施設」、「遊戯施設」、「運動施設」、「教養施設」、「便益施設」、「管理施設」、「その他の施設」)

※ 「公園施設名」には、都市公園法第二条第二項及び同法施行令第五条、同法施行規則第一条の二で規定する施設名称を記す。(「日陰たな」、「休憩所」、「ベンチ」、「ぶらんこ」、「滑台」、「野球場」、「体験学習施設」、「便所」、「備蓄倉庫」等)



(様式2) 公園施設長寿命化計画調書 (都市公園別)

公園名 : 21 わかば公園 (街区公園)

供用年度 : S58.10.28

公園施設種類	公園施設名	具体的施設名称	規模等	主要部材	設置年度	経過年数	処分制限期間など	健全度調査			管理類型	長寿命化に向けた具体的対策 (点検方法、対策内容、改築・更新の考え方等)	対策を踏まえた更新見込み年度	対策内容(改築、更新含む)・時期														
								年度	劣化状況	緊急度				2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028					
管理施設	標識	注意標識	1.4m × 2.0m	木製	S58	35	7	H30	処分制限期間が過ぎ、部分的に発錆や劣化がみられるが、特に修繕の必要は無い。	低	事後保全型	処分制限期間が過ぎていることから、日常点検及び定期点検で維持管理を行い、修繕が必要な場合はその都度修繕を行う。	2029年以降															
	標識	注意標識	公園・広場内で犬の	木製	S58	35	7	H30	処分制限期間が過ぎ、特に異常や劣化は見られない。	低	事後保全型	処分制限期間が過ぎているが、特に異常や劣化は見られないことから、特に異常や劣化は見られない。	2029年以降															
	標識	案内板	避難場所	鋼製	S58	35	15	H30	処分制限期間が過ぎ、特に異常や劣化は見られない。	低	事後保全型	処分制限期間が過ぎているが、特に異常や劣化は見られないことから、特に異常や劣化は見られない。	2029年以降															
	車止め	車止め		コンクリート	S58	35	10	H30	処分制限期間が過ぎ、特に異常や劣化は見られない。	低	事後保全型	処分制限期間が過ぎているが、特に異常や劣化は見られないことから、特に異常や劣化は見られない。	2029年以降															
	さく	外周柵	H=0.75 67m 変形あり	鋼製	S58	35	15	H30	処分制限期間が過ぎ、部分的に劣化がみられるが、特に修繕の必要は無い。	低	予防保全型	処分制限期間が過ぎていることから、日常点検及び定期点検で維持管理を行い、修繕が必要な場合はその都度修繕を行う。	2029年以降															
	さく	防球ネット	H=1.9 80m塗装剥離錆 有り H=1.2 6.5m H=1.0 16.5m	鋼製	S58	35	15	H30	処分制限期間が過ぎ、部分的に劣化がみられるが、特に修繕の必要は無いが、塗装については再塗装が必要である。	低	予防保全型	処分制限期間が過ぎていることから、日常点検及び定期点検で維持管理を行い、修繕が必要な場合はその都度修繕を行う。	2029年以降	部分補修等							部分補修等							
	塀	緑石	155m	コンクリート	S58	35	10	H30	処分制限期間が過ぎ、特に異常や劣化は見られない。	低	事後保全型	処分制限期間が過ぎているが、特に異常や劣化は見られないことから、特に異常や劣化は見られない。	2029年以降															
	雨水貯留施設	浄化槽	0.70 × 1.80	コンクリート	S58	35	45	H30	特に異常や劣化は見られない。	低	事後保全型	日常的な維持管理により異常や劣化が確認された場合はその都度修繕を行う。	2029年以降															
	水道	水道メーター		鋼製	S58	35	15	H30	処分制限期間が過ぎ、特に異常や劣化は見られない。	低	予防保全型	処分制限期間が過ぎているが、特に異常や劣化は見られないことから、特に異常や劣化は見られない。	2029年以降															
運動施設	運動用具倉庫	ゲートボール用具入	1.98 m <sup>2</sup>	鋼製	S58	35	22	H30	処分制限期間が過ぎ、特に異常や劣化は見られない。	低	予防保全型	処分制限期間が過ぎているが、特に異常や劣化は見られないことから、特に異常や劣化は見られない。	2029年以降															
修景施設	芝生	芝生	457 m <sup>2</sup>	芝生	S58	35		H30	処分制限期間が過ぎ、特に異常や劣化は見られない。	低	事後保全型	処分制限期間が過ぎているが、特に異常や劣化は見られないことから、特に異常や劣化は見られない。	2029年以降															
													100				130			100				130				

概算費用合計(千円) : 460

※ 「公園施設種類」には、都市公園法第二条第二項で規定する施設名称を記す。(「園路及び広場」、「修景施設」、「休養施設」、「遊戯施設」、「運動施設」、「教養施設」、「便益施設」、「管理施設」、「その他の施設」)

※ 「公園施設名」には、都市公園法第二条第二項及び同法施行令第五条、同法施行規則第一条の二で規定する施設名称を記す。(「日陰たな」、「休憩所」、「ベンチ」、「ぶらんこ」、「滑台」、「野球場」、「体験学習施設」、「便所」、「備蓄倉庫」等)





(様式 2) 公園施設長寿命化計画調書 (都市公園別)

公園名 : 22 なかよし公園 (街区公園)

供用年度 : S60.3.14

公園施設種類	公園施設名	具体的施設名称	規模等	主要部材	設置年度	経過年数	処分制限期間など	健全度調査			管理類型	長寿命化に向けた具体的対策 (点検方法、対策内容、 改築・更新の考え方等)	対策を踏 まえた更 新見込み 年度	対策内容 (改築、更新含む)・時期												
								年度	劣化状況	緊急度				2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028			
管理施設	標識	注意標識	公園を利用するみなさん	木製	S60	33	7	H30	処分制限期間は過ぎ、特に異常や劣化は見られない。	低	事後保全型	処分制限期間が過ぎているが、特に異常や劣化は見られないことから、特に異常や劣化は見られない。	2029年以降													
	照明施設	公園灯	時計設置	鋼製	S60	33	25	H30	処分制限期間は過ぎ、特に異常や劣化は見られない。	低	予防保全型	処分制限期間が過ぎているが、特に異常や劣化は見られないことから、特に異常や劣化は見られない。	2029年以降													
	車止め	車止め		コンクリート	S59	34	10	H30	処分制限期間が過ぎ、部分的に発錆や劣化がみられるが、特に修繕の必要は無い。	低	事後保全型	処分制限期間が過ぎていることから、日常点検及び定期点検で維持管理を行い、修繕が必要な場合はその都度修繕を行う。	2029年以降													
修景施設	芝生	芝生	890 m <sup>2</sup>	芝生	S59	34		H30	処分制限期間は過ぎ、特に異常や劣化は見られない。	低	事後保全型	処分制限期間が過ぎているが、特に異常や劣化は見られないことから、特に異常や劣化は見られない。	2029年以降													
便益施設	水飲場	水飲台		石造	S59	34	15	H30	処分制限期間は過ぎ、特に異常や劣化は見られない。	低	事後保全型	処分制限期間が過ぎているが、特に異常や劣化は見られないことから、特に異常や劣化は見られない。	2029年以降													
													130					15	130						15	

概算費用合計 (千円) : 290

※ 「公園施設種類」には、都市公園法第二条第二項で規定する施設名称を記す。(「園路及び広場」、「修景施設」、「休養施設」、「遊戯施設」、「運動施設」、「教養施設」、「便益施設」、「管理施設」、「その他の施設」)

※ 「公園施設名」には、都市公園法第二条第二項及び同法施行令第五条、同法施行規則第一条の二で規定する施設名称を記す。(「日陰たな」、「休憩所」、「ベンチ」、「ぶらんこ」、「滑台」、「野球場」、「体験学習施設」、「便所」、「備蓄倉庫」等)



(様式 2) 公園施設長寿命化計画調書 (都市公園別)

公園名 : 23 ことぶき公園 (街区公園)

供用年度 : S60.3.14

公園施設種類	公園施設名	具体的施設名称	規模等	主要部材	設置年度	経過年数	処分制限期間など	健全度調査			管理類型	長寿命化に向けた具体的対策 (点検方法、対策内容、改築・更新の考え方等)	対策を踏まえた更新見込み年度	対策内容 (改築、更新含む) ・ 時期														
								年度	劣化状況	緊急度				2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028					
管理施設	標識	案内板	避難場所	鋼製	S60	33	15	H30	処分制限期間は過ぎ、特に異常や劣化は見られない。	低	事後保全型	処分制限期間が過ぎているが、特に異常や劣化は見られないことから、特に異常や劣化は見られない。	2029年以降															
管理施設	照明施設	公園灯		鋼製	S60	33	25	H30	処分制限期間は過ぎ、特に異常や劣化は見られない。	低	予防保全型	処分制限期間が過ぎているが、特に異常や劣化は見られないことから、特に異常や劣化は見られない。	2029年以降															
修景施設	芝生	芝生	620 m <sup>2</sup>	芝生	S60	33		H30	処分制限期間が過ぎ、部分的に劣化がみられるが、特に修繕の必要は無い。	低	事後保全型	処分制限期間が過ぎていることから、日常点検及び定期点検で維持管理を行い、修繕が必要な場合はその都度修繕を行う。	2029年以降															
													215	215					215	1,550								

概算費用合計 (千円) : 2,195

※ 「公園施設種類」には、都市公園法第二条第二項で規定する施設名称を記す。(「園路及び広場」、「修景施設」、「休養施設」、「遊戯施設」、「運動施設」、「教養施設」、「便益施設」、「管理施設」、「その他の施設」)  
 ※ 「公園施設名」には、都市公園法第二条第二項及び同法施行令第五条、同法施行規則第一条の二で規定する施設名称を記す。(「日陰たな」、「休憩所」、「ベンチ」、「ぶらんこ」、「滑台」、「野球場」、「体験学習施設」、「便所」、「備蓄倉庫」等)









(様式2) 公園施設長寿命化計画調書 (都市公園別)

公園名 : 24 川上公園 (総合公園)

供用年度 : S42.9.18

公園施設種類	公園施設名	具体的施設名称	規模等	主要部材	設置年度	経過年数	処分制限期間など	健全度調査			管理類型	長寿命化に向けた具体的対策 (点検方法、対策内容、改築・更新の考え方等)	対策を踏まえた更新見込み年度	対策内容 (改築、更新含む) ・ 時期													
								年度	劣化状況	緊急度				2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028				
管理施設	塀	緑石	207m	コンクリート	S60	33	10	H30	処分制限期間は過ぎ、特に異常や劣化は見られない。	低	事後保全型	処分制限期間が過ぎているが、特に異常や劣化は見られないことから、特に異常や劣化は見られない。	2029年以降														
管理施設	さく	市民憲章板柵		木製	S60	33	10	H30	処分制限期間が過ぎ、部分的に劣化がみられるが、特に修繕の必要は無い。	低	予防保全型	処分制限期間が過ぎていることから、日常点検及び定期点検で維持管理を行い、修繕が必要な場合はその都度修繕を行う。	2029年以降														
修景施設	彫像	木馬		木製	S60	33	20	H30	処分制限期間は過ぎ、特に異常や劣化は見られない。	低	事後保全型	処分制限期間が過ぎているが、特に異常や劣化は見られないことから、特に異常や劣化は見られない。	2029年以降														
修景施設	彫像	鐘		銅製	S60	33	15	H30	処分制限期間は過ぎ、特に異常や劣化は見られない。	低	事後保全型	処分制限期間が過ぎているが、特に異常や劣化は見られないことから、特に異常や劣化は見られない。	2029年以降														
修景施設	池	徒渉池		石造	S60	33	20	H30	処分制限期間は過ぎ、特に異常や劣化は見られない。	低	事後保全型	処分制限期間が過ぎているが、特に異常や劣化は見られないことから、特に異常や劣化は見られない。	2029年以降														
修景施設	池	ジャブジャブ池	90 m <sup>2</sup>	石造	S62	31	20	H30	処分制限期間は過ぎ、特に異常や劣化は見られない。	低	事後保全型	処分制限期間が過ぎているが、特に異常や劣化は見られないことから、特に異常や劣化は見られない。	2029年以降														
修景施設	水流	滝	57 m <sup>2</sup>	石造	S63	30	20	H30	処分制限期間は過ぎ、特に異常や劣化は見られない。	低	事後保全型	処分制限期間が過ぎているが、特に異常や劣化は見られないことから、特に異常や劣化は見られない。	2029年以降														
修景施設	噴水	噴水		石造	S60	33	20	H30	処分制限期間は過ぎ、特に異常や劣化は見られない。	低	事後保全型	処分制限期間が過ぎているが、特に異常や劣化は見られないことから、特に異常や劣化は見られない。	2029年以降														
修景施設	水流	遊水路	290m	コンクリート	S61	32	20	H30	処分制限期間は過ぎ、特に異常や劣化は見られない。	低	事後保全型	処分制限期間が過ぎているが、特に異常や劣化は見られないことから、特に異常や劣化は見られない。	2029年以降														
修景施設	つき山	つき山		芝生	S60	33		H30	処分制限期間は過ぎ、特に異常や劣化は見られない。	低	事後保全型	処分制限期間が過ぎているが、特に異常や劣化は見られないことから、特に異常や劣化は見られない。	2029年以降														
修景施設	芝生	芝生	26,547 m <sup>2</sup>	芝生	S60	33		H30	処分制限期間は過ぎ、特に異常や劣化は見られない。	低	事後保全型	処分制限期間が過ぎているが、特に異常や劣化は見られないことから、特に異常や劣化は見られない。	2029年以降														
													7,550	265	50	465	2,500	11,050	9,500	50	16,315	8,100					

概算費用合計 (千円) : 55,845

※ 「公園施設種類」には、都市公園法第二条第二項で規定する施設名称を記す。(「園路及び広場」、「修景施設」、「休養施設」、「遊戯施設」、「運動施設」、「教養施設」、「便益施設」、「管理施設」、「その他の施設」)

※ 「公園施設名」には、都市公園法第二条第二項及び同法施行令第五条、同法施行規則第一条の二で規定する施設名称を記す。(「日陰たな」、「休憩所」、「ベンチ」、「ぶらんこ」、「滑台」、「野球場」、「体験学習施設」、「便所」、「備蓄倉庫」等)





公園施設種類	公園施設名	具体的施設名称	規模等	主要部材	設置年度	経過年数	処分制限期間など	健全度調査			管理類型	長寿命化に向けた具体的対策 (点検方法、対策内容、 改築・更新の考え方等)	対策を踏 まえた更 新見込み 年度	対策内容(改築、更新含む)・時期															
								年度	劣化状況	緊急度				2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028						
管理施設	標識	案内板	避難場所	鋼製	S61	32	15	H30	処分制限期間が過ぎ、特に異常や劣化は見られない。	低	事後保全型	処分制限期間が過ぎているが、特に異常や劣化は見られないことから、特に異常や劣化は見られない。	2029年以降																
管理施設	照明施設	公園灯		鋼製	S61	32	25	H30	処分制限期間が過ぎ、特に異常や劣化は見られない。	低	予防保全型	処分制限期間が過ぎているが、特に異常や劣化は見られないことから、特に異常や劣化は見られない。	2029年以降																
修景施設	芝生	芝生	650 m <sup>2</sup>	芝生	S60	33		H30	処分制限期間が過ぎ、部分的に劣化がみられるが、特に修繕の必要は無い。	低	事後保全型	処分制限期間が過ぎていることから、日常点検及び定期点検で維持管理を行い、修繕が必要な場合はその都度修繕を行う。	2029年以降																
													50	65	130							1,550	5,150						50

概算費用合計(千円) : 6,995

※ 「公園施設種類」には、都市公園法第二条第二項で規定する施設名称を記す。(「園路及び広場」、「修景施設」、「休養施設」、「遊戯施設」、「運動施設」、「教養施設」、「便益施設」、「管理施設」、「その他の施設」)

※ 「公園施設名」には、都市公園法第二条第二項及び同法施行令第五条、同法施行規則第一条の二で規定する施設名称を記す。(「日陰たな」、「休憩所」、「ベンチ」、「ぶらんこ」、「滑台」、「野球場」、「体験学習施設」、「便所」、「備蓄倉庫」等)



(様式2) 公園施設長寿命化計画調書 (都市公園別)

公園施設種類	公園施設名	具体的施設名称	規模等	主要部材	設置年度	経過年数	処分制限期間など	健全度調査			管理類型	長寿命化に向けた具体的対策 (点検方法、対策内容、 改築・更新の考え方等)	対策を踏 まえた更 新見込み 年度	対策内容 (改築、更新含む) ・ 時期													
								年度	劣化状況	緊急度				2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028				
管理施設	標識	案内板	避難場所	鋼製	S61	32	15	H30	処分制限期間は過ぎ、特に異常や劣化は見られない。	低	事後保全型	処分制限期間が過ぎているが、特に異常や劣化は見られないことから、特に異常や劣化は見られない。	2029年以降														
	照明施設	公園灯		鋼製	S61	32	25	H30	処分制限期間は過ぎ、特に異常や劣化は見られない。	低	予防保全型	処分制限期間が過ぎているが、特に異常や劣化は見られないことから、特に異常や劣化は見られない。	2029年以降														
修景施設	芝生	芝生	718 m <sup>2</sup>	芝生	S60	33		H30	処分制限期間は過ぎ、特に異常や劣化は見られない。	低	事後保全型	処分制限期間が過ぎているが、特に異常や劣化は見られないことから、特に異常や劣化は見られない。	2029年以降														
														100		130				100			130				

概算費用合計 (千円) : 460

※ 「公園施設種類」には、都市公園法第二条第二項で規定する施設名称を記す。(「園路及び広場」、「修景施設」、「休養施設」、「遊戯施設」、「運動施設」、「教養施設」、「便益施設」、「管理施設」、「その他の施設」)

※ 「公園施設名」には、都市公園法第二条第二項及び同法施行令第五条、同法施行規則第一条の二で規定する施設名称を記す。(「日陰たな」、「休憩所」、「ベンチ」、「ぶらんこ」、「滑台」、「野球場」、「体験学習施設」、「便所」、「備蓄倉庫」等)

公園施設種類	公園施設名	具体的施設名称	規模等	主要部材	設置年度	経過年数	処分制限期間など	健全度調査			管理類型	長寿命化に向けた具体的対策 (点検方法、対策内容、改築・更新の考え方等)	対策を踏まえた更新見込み年度	対策内容(改築、更新含む)・時期										
								年度	劣化状況	緊急度				2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	
園路・広場	広場	多目的広場	1,597 m <sup>2</sup>	芝生	S60	33		H30	処分制限期間は過ぎ、特に異常や劣化は見られない。	低	事後保全型	処分制限期間が過ぎているが、特に異常や劣化は見られないことから、特に異常や劣化は見られない。	2029年以降											
園路・広場	園路	園路	461m	平板ブロック	S60	33	15	H30	処分制限期間は過ぎ、特に異常や劣化は見られない。	低	事後保全型	処分制限期間が過ぎているが、特に異常や劣化は見られないことから、特に異常や劣化は見られない。	2029年以降											
園路・広場	園路	園路	8m	木レンガ	S62	31	10	H30	処分制限期間は過ぎ、特に異常や劣化は見られない。	低	事後保全型	処分制限期間が過ぎているが、特に異常や劣化は見られないことから、特に異常や劣化は見られない。	2029年以降											
園路・広場	園路	階段		平板ブロック	S62	31	15	H30	処分制限期間は過ぎ、特に異常や劣化は見られない。	低	事後保全型	処分制限期間が過ぎているが、特に異常や劣化は見られないことから、特に異常や劣化は見られない。	2029年以降											
園路・広場	広場	ゲートボール場	423 m <sup>2</sup> × 2	ダスト	S62	31	10	H30	処分制限期間は過ぎ、特に異常や劣化は見られない。	低	事後保全型	処分制限期間が過ぎているが、特に異常や劣化は見られないことから、特に異常や劣化は見られない。	2029年以降											
園路・広場	広場	休憩所広場	668 m <sup>2</sup>	平板ブロック	S60	33	15	H30	処分制限期間が過ぎ、部分的に劣化がみられるが、特に修繕の必要は無い。	低	事後保全型	処分制限期間が過ぎていることから、日常点検及び定期点検で維持管理を行い、修繕が必要な場合はその都度修繕を行う。	2029年以降											
休養施設	休憩所	パーゴラ		木製	S60	33	15	H30	処分制限期間は過ぎ、特に異常や劣化は見られない。	低	予防保全型	処分制限期間が過ぎているが、特に異常や劣化は見られないことから、特に異常や劣化は見られない。	2029年以降											
休養施設	休憩所	四阿		木製	S62	31	15	H30	処分制限期間は過ぎ、部分的に発錆は見られるが、特に異常や劣化は見られない。	低	予防保全型	処分制限期間が過ぎているが、特に異常や劣化は見られないことから、部分的に発錆は見られるが、特に異常や劣化は見られない。	2029年以降											
休養施設	休憩所	キノコシェルター		コンクリート	S60	33	45	H30	特に異常や劣化は見られない。	低	予防保全型	日常的な維持管理により異常や劣化が確認された場合はその都度修繕を行う。	2029年以降											
休養施設	ベンチ	背ありベンチ		木製	S60	33	7	H30	処分制限期間が過ぎ、部分的に劣化がみられるが、特に修繕の必要は無いが、塗装については再塗装が必要である。	低	予防保全型	処分制限期間が過ぎていることから、日常点検及び定期点検で維持管理を行い、修繕が必要な場合はその都度修繕を行う。	2029年以降											
休養施設	ベンチ	背なしベンチ		木製	S60	33	7	H30	処分制限期間が過ぎ、部分的に劣化がみられるが、特に修繕の必要は無いが、塗装については再塗装が必要である。	低	予防保全型	処分制限期間が過ぎていることから、日常点検及び定期点検で維持管理を行い、修繕が必要な場合はその都度修繕を行う。	2029年以降											
休養施設	ベンチ	背なしベンチ		木製	S60	33	7	H30	処分制限期間は過ぎ、特に異常や劣化は見られない。	低	予防保全型	処分制限期間が過ぎているが、特に異常や劣化は見られないことから、特に異常や劣化は見られない。	2029年以降											
休養施設	ベンチ	背なしベンチ		木製	S60	33	7	H30	処分制限期間が過ぎ、部分的に劣化がみられるが、特に修繕の必要は無いが、塗装については再塗装が必要である。	低	予防保全型	処分制限期間が過ぎていることから、日常点検及び定期点検で維持管理を行い、修繕が必要な場合はその都度修繕を行う。	2029年以降			部分補修等				部分補修等				





公園施設種類	公園施設名	具体的施設名称	規模等	主要部材	設置年度	経過年数	処分制限期間など	健全度調査			管理類型	長寿命化に向けた具体的対策 (点検方法、対策内容、改築・更新の考え方等)	対策を踏まえた更新見込み年度	対策内容(改築、更新含む)・時期								
								年度	劣化状況	緊急度				2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027
修景施設	噴水	噴水		石造	S62	31	20	H30 R5	処分制限期間が過ぎており、噴水ポンプは腐食や劣化により作動しないことから改修が必要である。	中	予防保全型	2023年									部分補修等	
修景施設	池	池		コンクリート	S62	31	20	H30	処分制限期間は過ぎ、特に異常や劣化は見られない。	低	事後保全型	2029年以降										
修景施設	芝生	芝生	2,618 m <sup>2</sup>	芝生	S60	33		H30	処分制限期間は過ぎ、特に異常や劣化は見られない。	低	事後保全型	2029年以降										
													1,243	16,082	200		2,410	50		50	5,000	5,000

概算費用合計(千円) : 30,035

※ 「公園施設種類」には、都市公園法第二条第二項で規定する施設名称を記す。(「園路及び広場」、「修景施設」、「休養施設」、「遊戯施設」、「運動施設」、「教養施設」、「便益施設」、「管理施設」、「その他の施設」)

※ 「公園施設名」には、都市公園法第二条第二項及び同法施行令第五条、同法施行規則第一条の二で規定する施設名称を記す。(「日陰たな」、「休憩所」、「ベンチ」、「ぶらんこ」、「滑台」、「野球場」、「体験学習施設」、「便所」、「備蓄倉庫」等)















(様式2) 公園施設長寿命化計画調書 (都市公園別)

公園名 : 30 もみじ公園 (街区公園)

供用年度 : S63.2.9

公園施設種類	公園施設名	具体的施設名称	規模等	主要部材	設置年度	経過年数	処分制限期間など	健全度調査			管理類型	長寿命化に向けた具体的対策 (点検方法、対策内容、 改築・更新の考え方等)	対策を踏まえた更新見込み 年度	対策内容 (改築、更新含む) ・ 時期												
								年度	劣化状況	緊急度				2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028			
管理施設	標識	注意標識	砂場を利用するさなさんへ	木製	S63	30	7	H30	処分制限期間が過ぎ、部分的に劣化がみられるが、特に修繕の必要は無いが、塗装については再塗装が必要である。	低	事後保全型	処分制限期間が過ぎていることから、日常点検及び定期点検で維持管理を行い、修繕が必要な場合はその都度修繕を行う。	2029年以降													
	標識	案内板	避難場所	鋼製	S63	30	15	H30	処分制限期間は過ぎ、特に異常や劣化は見られない。	低	事後保全型	処分制限期間が過ぎているが、特に異常や劣化は見られないことから、特に異常や劣化は見られない。	2029年以降													
	車止め	車止め		コンクリート	S62	31	10	H30	処分制限期間が過ぎ、部分的に劣化がみられるが、特に修繕の必要は無いが、塗装については再塗装が必要である。	低	事後保全型	処分制限期間が過ぎていることから、日常点検及び定期点検で維持管理を行い、修繕が必要な場合はその都度修繕を行う。	2029年以降													
	照明施設	公園灯		鋼製	S63	30	25	H30	処分制限期間は過ぎ、特に異常や劣化は見られない。	低	予防保全型	処分制限期間が過ぎているが、特に異常や劣化は見られないことから、特に異常や劣化は見られない。	2029年以降													
修景施設	つき山	つき山		芝生	S62	31		H30	処分制限期間が過ぎ、部分的に劣化がみられるが、特に修繕の必要は無い。	低	事後保全型	処分制限期間が過ぎていることから、日常点検及び定期点検で維持管理を行い、修繕が必要な場合はその都度修繕を行う。	2029年以降													
	芝生	芝生	510 m <sup>2</sup>	芝生	S62	31		H30	処分制限期間は過ぎ、特に異常や劣化は見られない。	低	事後保全型	処分制限期間が過ぎているが、特に異常や劣化は見られないことから、特に異常や劣化は見られない。	2029年以降													
													230		100					230		100				

概算費用合計 (千円) : 660

※ 「公園施設種類」には、都市公園法第二条第二項で規定する施設名称を記す。(「園路及び広場」、「修景施設」、「休養施設」、「遊戯施設」、「運動施設」、「教養施設」、「便益施設」、「管理施設」、「その他の施設」)

※ 「公園施設名」には、都市公園法第二条第二項及び同法施行令第五条、同法施行規則第一条の二で規定する施設名称を記す。(「日陰たな」、「休憩所」、「ベンチ」、「ぶらんこ」、「滑台」、「野球場」、「体験学習施設」、「便所」、「備蓄倉庫」等)









(様式2) 公園施設長寿命化計画調書 (都市公園別)

公園名 : 32 新川公園 (近隣公園)

供用年度 : H1.1.27

公園施設種類	公園施設名	具体的施設名称	規模等	主要部材	設置年度	経過年数	処分制限期間など	健全度調査			管理類型	長寿命化に向けた具体的対策 (点検方法、対策内容、改築・更新の考え方等)	対策を踏まえた更新見込み年度	対策内容 (改築、更新含む) ・ 時期													
								年度	劣化状況	緊急度				2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028				
管理施設	車止め	車止め		鋼製	S62	31	15	H30	処分制限期間が過ぎ、部分的に劣化がみられるが、特に修繕の必要は無いが、塗装については再塗装が必要である。	低	事後保全型	処分制限期間が過ぎていることから、日常点検及び定期点検で維持管理を行い、修繕が必要な場合はその都度修繕を行う。	2029年以降														
	車止め	車止め		鋼製	S62	31	15	H30	処分制限期間が過ぎ、特に異常や劣化は見られない。	低	事後保全型	処分制限期間が過ぎているが、特に異常や劣化は見られないことから、特に異常や劣化は見られない。	2029年以降														
	雨水排水施設	グレーチング		鋼製	S63	30	15	H30	処分制限期間が過ぎ、特に異常や劣化は見られない。	低	事後保全型	処分制限期間が過ぎているが、特に異常や劣化は見られないことから、特に異常や劣化は見られない。	2029年以降														
	さく	ネットフェンス	44m	鋼製	H01	29	15	H30	処分制限期間が過ぎ、特に異常や劣化は見られない。	低	予防保全型	処分制限期間が過ぎているが、特に異常や劣化は見られないことから、特に異常や劣化は見られない。	2029年以降														
	さく	バックネット	14m	鋼製	H01	29	15	H30	処分制限期間が過ぎ、特に異常や劣化は見られない。	低	予防保全型	処分制限期間が過ぎているが、特に異常や劣化は見られないことから、特に異常や劣化は見られない。	2029年以降														
	さく	外周柵 (茶)	H=1.50 99m	鋼製	S63	30	15	H30	処分制限期間が過ぎ、部分的に劣化がみられるが、特に修繕の必要は無い。	低	予防保全型	処分制限期間が過ぎていることから、日常点検及び定期点検で維持管理を行い、修繕が必要な場合はその都度修繕を行う。	2029年以降														
	さく	外周柵 (白)	H=1.20 16m	鋼製	S63	30	15	H30	処分制限期間が過ぎ、部分的に劣化がみられるが、特に修繕の必要は無い。	低	予防保全型	処分制限期間が過ぎていることから、日常点検及び定期点検で維持管理を行い、修繕が必要な場合はその都度修繕を行う。	2029年以降														
	照明施設	公園灯		鋼製	H01	29	25	H30	処分制限期間が過ぎ、部分的に発錆は見られるが、特に異常や劣化は見られない。	低	予防保全型	処分制限期間が過ぎているが、特に異常や劣化は見られないことから、部分的に発錆は見られるが、特に異常や劣化は見られない。	2029年以降														
修景施設	つき山	つき山		芝生	H01	29		H30	処分制限期間が過ぎ、特に異常や劣化は見られない。	低	事後保全型	処分制限期間が過ぎているが、特に異常や劣化は見られないことから、特に異常や劣化は見られない。	2029年以降														
	芝生	芝生	3,210 m <sup>2</sup>	芝生	H01	29		H30	処分制限期間が過ぎ、特に異常や劣化は見られない。	低	事後保全型	処分制限期間が過ぎているが、特に異常や劣化は見られないことから、特に異常や劣化は見られない。	2029年以降														
														50	3,806						50	50				60	

概算費用合計 (千円) : 4,016

※ 「公園施設種類」には、都市公園法第二条第二項で規定する施設名称を記す。(「園路及び広場」、「修景施設」、「休養施設」、「遊戯施設」、「運動施設」、「教養施設」、「便益施設」、「管理施設」、「その他の施設」)

※ 「公園施設名」には、都市公園法第二条第二項及び同法施行令第五条、同法施行規則第一条の二で規定する施設名称を記す。(「日陰たな」、「休憩所」、「ベンチ」、「ぶらんこ」、「滑台」、「野球場」、「体験学習施設」、「便所」、「備蓄倉庫」等)







(様式2) 公園施設長寿命化計画調書 (都市公園別)

公園名 : 34 すずらん公園 (街区公園)

供用年度 : H1.1.27

公園施設種類	公園施設名	具体的施設名称	規模等	主要部材	設置年度	経過年数	処分制限期間など	健全度調査			管理類型	長寿命化に向けた具体的対策 (点検方法、対策内容、改築・更新の考え方等)	対策を踏まえた更新見込み年度	対策内容 (改築、更新含む) ・ 時期													
								年度	劣化状況	緊急度				2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028				
管理施設	標識	案内板	避難場所	木製	H01	29	7	H30	処分制限期間が過ぎ、特に異常や劣化は見られない。	低	事後保全型	処分制限期間が過ぎているが、特に異常や劣化は見られないことから、特に異常や劣化は見られない。	2029年以降														
管理施設	照明施設	公園灯	基礎露出	鋼製	H01	29	25	H30	処分制限期間が過ぎ、特に異常や劣化は見られない。	低	予防保全型	処分制限期間が過ぎているが、特に異常や劣化は見られないことから、特に異常や劣化は見られない。	2029年以降														
管理施設	車止め	車止め		コンクリート	S63	30	10	H30	処分制限期間が過ぎ、部分的に劣化がみられるが、特に修繕の必要は無いが、塗装については再塗装が必要である。	低	事後保全型	処分制限期間が過ぎていることから、日常点検及び定期点検で維持管理を行い、修繕が必要な場合はその都度修繕を行う。	2029年以降														
修景施設	つき山	つき山		芝生	H01	29		H30	処分制限期間が過ぎ、部分的に劣化がみられるが、特に修繕の必要は無い。	低	事後保全型	処分制限期間が過ぎていることから、日常点検及び定期点検で維持管理を行い、修繕が必要な場合はその都度修繕を行う。	2029年以降														
修景施設	芝生	芝生	570 m	芝生	S63	30		H30	処分制限期間が過ぎ、部分的に劣化がみられるが、特に修繕の必要は無い。	低	事後保全型	処分制限期間が過ぎていることから、日常点検及び定期点検で維持管理を行い、修繕が必要な場合はその都度修繕を行う。	2029年以降														
													160	30		15		145	1,550								

概算費用合計 (千円) : 1,900

※ 「公園施設種類」には、都市公園法第二条第二項で規定する施設名称を記す。(「園路及び広場」、「修景施設」、「休養施設」、「遊戯施設」、「運動施設」、「教養施設」、「便益施設」、「管理施設」、「その他の施設」)

※ 「公園施設名」には、都市公園法第二条第二項及び同法施行令第五条、同法施行規則第一条の二で規定する施設名称を記す。(「日陰たな」、「休憩所」、「ベンチ」、「ぶらんこ」、「滑台」、「野球場」、「体験学習施設」、「便所」、「備蓄倉庫」等)







(様式2) 公園施設長寿命化計画調書 (都市公園別)

公園名 : 35 豊別ビーチパーク (総合公園)

供用年度 : H2.7.18

公園施設種類	公園施設名	具体的施設名称	規模等	主要部材	設置年度	経過年数	処分制限期間など	健全度調査			管理類型	長寿命化に向けた具体的対策 (点検方法、対策内容、改築・更新の考え方等)	対策を踏まえた更新見込み年度	対策内容(改築、更新含む)・時期										
								年度	劣化状況	緊急度				2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	
管理施設	雨水排水施設	グレーチング		鋼製	H02	28	15	H30	処分制限期間は過ぎ、特に異常や劣化は見られない。	低	事後保全型	処分制限期間が過ぎているが、特に異常や劣化は見られないことから、特に異常や劣化は見られない。	2029年以降											
	擁壁	緑石	1,751m	コンクリート	H02	28	60	H30	特に異常や劣化は見られない。	低	予防保全型	日常的な維持管理により異常や劣化が確認された場合はその都度修繕を行う。	2029年以降											
	擁壁	緑石	H=200m/m 280m	自然石	H02	28	60	H30	特に異常や劣化は見られない。	低	予防保全型	日常的な維持管理により異常や劣化が確認された場合はその都度修繕を行う。	2029年以降											
修景施設	石組	化粧柱	H=6.00m	石造	H02	28	20	H30	処分制限期間は過ぎ、特に異常や劣化は見られない。	低	事後保全型	処分制限期間が過ぎているが、特に異常や劣化は見られないことから、特に異常や劣化は見られない。	2029年以降											
	石組	化粧柱	H=7.00m	石造	H02	28	20	H30	処分制限期間は過ぎ、特に異常や劣化は見られない。	低	事後保全型	処分制限期間が過ぎているが、特に異常や劣化は見られないことから、特に異常や劣化は見られない。	2029年以降											
	花壇	花壇	10	石造	H01	29	20	H30	処分制限期間は過ぎ、特に異常や劣化は見られない。	低	事後保全型	処分制限期間が過ぎているが、特に異常や劣化は見られないことから、特に異常や劣化は見られない。	2029年以降											
	芝生	芝生	48,680 m <sup>2</sup>	芝生	H02	28		H30	処分制限期間は過ぎ、特に異常や劣化は見られない。	低	事後保全型	処分制限期間が過ぎているが、特に異常や劣化は見られないことから、特に異常や劣化は見られない。	2029年以降											
													150			50	100	2,050	2,050					5,350

概算費用合計(千円) : 9,750

※ 「公園施設種類」には、都市公園法第二条第二項で規定する施設名称を記す。(「園路及び広場」、「修景施設」、「休養施設」、「遊戯施設」、「運動施設」、「教養施設」、「便益施設」、「管理施設」、「その他の施設」)

※ 「公園施設名」には、都市公園法第二条第二項及び同法施行令第五条、同法施行規則第一条の二で規定する施設名称を記す。(「日陰たな」、「休憩所」、「ベンチ」、「ぶらんこ」、「滑台」、「野球場」、「体験学習施設」、「便所」、「備蓄倉庫」等)



(様式2) 公園施設長寿命化計画調書 (都市公園別)

公園名 : 36 いなほ公園 (街区公園)

供用年度 : H3.11.25

公園施設種類	公園施設名	具体的施設名称	規模等	主要部材	設置年度	経過年数	処分制限期間など	健全度調査			管理類型	長寿命化に向けた具体的対策 (点検方法、対策内容、改築・更新の考え方等)	対策を踏まえた更新見込み年度	対策内容 (改築、更新含む) ・ 時期															
								年度	劣化状況	緊急度				2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028						
管理施設	照明施設	公園灯		鋼製	H03	27	25	H30	処分制限期間が過ぎ、特に異常や劣化は見られない。	低	予防保全型	処分制限期間が過ぎているが、特に異常や劣化は見られないことから、特に異常や劣化は見られない。	2029年以降																
修景施設	つき山	つき山		芝生	H03	27		H30	処分制限期間が過ぎ、部分的に劣化がみられるが、特に修繕の必要は無い。	低	事後保全型	処分制限期間が過ぎていることから、日常点検及び定期点検で維持管理を行い、修繕が必要な場合はその都度修繕を行う。	2029年以降																
修景施設	芝生	芝生	420 m <sup>2</sup>	芝生	H03	27		H30	処分制限期間が過ぎ、部分的に劣化がみられるが、特に修繕の必要は無い。	低	事後保全型	処分制限期間が過ぎていることから、日常点検及び定期点検で維持管理を行い、修繕が必要な場合はその都度修繕を行う。	2029年以降																
														30		345					1,500			345					

概算費用合計 (千円) : 2,220

※ 「公園施設種類」には、都市公園法第二条第二項で規定する施設名称を記す。(「園路及び広場」、「修景施設」、「休養施設」、「遊戯施設」、「運動施設」、「教養施設」、「便益施設」、「管理施設」、「その他の施設」)

※ 「公園施設名」には、都市公園法第二条第二項及び同法施行令第五条、同法施行規則第一条の二で規定する施設名称を記す。(「日陰たな」、「休憩所」、「ベンチ」、「ぶらんこ」、「滑台」、「野球場」、「体験学習施設」、「便所」、「備蓄倉庫」等)



(様式2) 公園施設長寿命化計画調書 (都市公園別)

公園施設種類	公園施設名	具体的施設名称	規模等	主要部材	設置年度	経過年数	処分制限期間など	健全度調査			管理類型	長寿命化に向けた具体的対策 (点検方法、対策内容、改築・更新の考え方等)	対策を踏まえた更新見込み年度	対策内容 (改築、更新含む) ・ 時期																
								年度	劣化状況	緊急度				2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028							
管理施設	照明施設	公園灯		鋼製	H05	25	25	H30	特に異常や劣化は見られない。	低	予防保全型	日常的な維持管理により異常や劣化が確認された場合はその都度修繕を行う。	2029年以降																	
修景施設	芝生	芝生	420 m <sup>2</sup>	芝生	H05	25		H30	処分制限期間が過ぎ、部分的に劣化がみられるが、特に修繕の必要は無い。	低	事後保全型	処分制限期間が過ぎていることから、日常点検及び定期点検で維持管理を行い、修繕が必要な場合はその都度修繕を行う。	2029年以降																	
	花壇	花壇		ブロック	H05	25	20	H30	処分制限期間が過ぎ、部分的に劣化がみられるが、特に修繕の必要は無い。	低	事後保全型	処分制限期間が過ぎていることから、日常点検及び定期点検で維持管理を行い、修繕が必要な場合はその都度修繕を行う。	2029年以降																	
													230																	

※ 「公園施設種類」には、都市公園法第二条第二項で規定する施設名称を記す。(「園路及び広場」、「修景施設」、「休養施設」、「遊戯施設」、「運動施設」、「教養施設」、「便益施設」、「管理施設」、「その他の施設」)

※ 「公園施設名」には、都市公園法第二条第二項及び同法施行令第五条、同法施行規則第一条の二で規定する施設名称を記す。(「日陰たな」、「休憩所」、「ベンチ」、「ぶらんこ」、「滑台」、「野球場」、「体験学習施設」、「便所」、「備蓄倉庫」等)



(様式 2) 公園施設長寿命化計画調書 (都市公園別)

公園名 : 38 ひまわり公園 (街区公園)

供用年度 : H6.12.1

公園施設種類	公園施設名	具体的施設名称	規模等	主要部材	設置年度	経過年数	処分制限期間など	健全度調査			管理類型	長寿命化に向けた具体的対策 (点検方法、対策内容、改築・更新の考え方等)	対策を踏まえた更新見込み年度	対策内容 (改築、更新含む) ・ 時期											
								年度	劣化状況	緊急度				2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028		
管理施設	標識	案内板	通商産業省	鋼製	H06	24	15	H30	処分制限期間は過ぎ、特に異常や劣化は見られない。	低	事後保全型	処分制限期間が過ぎているが、特に異常や劣化は見られないことから、特に異常や劣化は見られない。	2029年以降												
管理施設	さく	外周柵	格子状ビームパイプ H=0.80 181m	鋼製	H06	24	15	H30	処分制限期間は過ぎ、特に異常や劣化は見られない。	低	予防保全型	処分制限期間が過ぎているが、特に異常や劣化は見られないことから、特に異常や劣化は見られない。	2029年以降												
管理施設	照明施設	公園灯		鋼製	H06	29	15	R5	処分制限期間が過ぎ、全体的に発錆や劣化がみられ、改修が必要である。	中	予防保全型	処分制限期間が過ぎている。全体的に発錆や劣化がみられ、改修が必要である。改修後は日常的な維持管理により異常や劣化が確認された場合はその都度修繕を行う。	2024年						改修					部分補修等	
修景施設	つき山	つき山	230 m <sup>2</sup>	芝生	H06	24		H30	処分制限期間は過ぎ、特に異常や劣化は見られない。	低	事後保全型	処分制限期間が過ぎているが、特に異常や劣化は見られないことから、特に異常や劣化は見られない。	2029年以降												
修景施設	芝生	芝生	1,586 m <sup>2</sup>	芝生	H06	24		H30	処分制限期間は過ぎ、特に異常や劣化は見られない。	低	事後保全型	処分制限期間が過ぎているが、特に異常や劣化は見られないことから、特に異常や劣化は見られない。	2029年以降												
														340	30				1,550	115	15	100			

概算費用合計 (千円) : 2,150

※ 「公園施設種類」には、都市公園法第二条第二項で規定する施設名称を記す。(「園路及び広場」、「修景施設」、「休養施設」、「遊戯施設」、「運動施設」、「教養施設」、「便施設」、「管理施設」、「その他の施設」)  
※ 「公園施設名」には、都市公園法第二条第二項及び同法施行令第五条、同法施行規則第一条の二で規定する施設名称を記す。(「日陰たな」、「休憩所」、「ベンチ」、「ぶらんこ」、「滑台」、「野球場」、「体験学習施設」、「便所」、「備蓄倉庫」等)





(様式2) 公園施設長寿命化計画調書 (都市公園別)

公園施設種類	公園施設名	具体的施設名称	規模等	主要部材	設置年度	経過年数	処分制限間など	健全度調査			管理類型	長寿命化に向けた具体的対策 (点検方法、対策内容、 改築・更新の考え方等)	対策を踏 まえた更 新見込み 年度	対策内容 (改築、更新含む) ・ 時期															
								年度	劣化状況	緊急度				2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028						
管理施設	さく	外周柵	格子パイプ製 H=0.9 121m 変形・塗装剥離・錆有り	鋼製	H08	22	15	H30	処分制限期間が過ぎ、部分的に発錆や劣化がみられるが、特に修繕の必要は無い。	低	予防保全型	処分制限期間が過ぎていることから、日常点検及び定期点検で維持管理を行い、修繕が必要な場合はその都度修繕を行う。	2029年以降																
	車止め	車止め	伸縮式ステンレスパイプ	鋼製	H08	22	15	H30	処分制限期間は過ぎ、特に異常や劣化は見られない。	低	事後保全型	処分制限期間が過ぎているが、特に異常や劣化は見られないことから、特に異常や劣化は見られない。	2029年以降																
修景施設	芝生	芝生	786 m <sup>2</sup>	芝生	H08	22		H30	処分制限期間は過ぎ、特に異常や劣化は見られない。	低	事後保全型	処分制限期間が過ぎているが、特に異常や劣化は見られないことから、特に異常や劣化は見られない。	2029年以降																
													1,507						100	30									100

概算費用合計 (千円) : 1,737

※ 「公園施設種類」には、都市公園法第二条第二項で規定する施設名称を記す。(「園路及び広場」、「修景施設」、「休養施設」、「遊戯施設」、「運動施設」、「教養施設」、「便益施設」、「管理施設」、「その他の施設」)

※ 「公園施設名」には、都市公園法第二条第二項及び同法施行令第五条、同法施行規則第一条の二で規定する施設名称を記す。(「日陰たな」、「休憩所」、「ベンチ」、「ぶらんこ」、「滑台」、「野球場」、「体験学習施設」、「便所」、「備蓄倉庫」等)





(様式 2) 公園施設長寿命化計画調書 (都市公園別)

公園名 : 40 美園公園 (街区公園)

供用年度 : H8.12.12

公園施設種類	公園施設名	具体的施設名称	規模等	主要部材	設置年度	経過年数	処分制限間など	健全度調査			管理類型	長寿命化に向けた具体的対策 (点検方法、対策内容、 改築・更新の考え方等)	対策を踏 まえた更 新見込み 年度	対策内容 (改築、更新含む) ・ 時期												
								年度	劣化状況	緊急度				2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028			
管理施設	水道	水道メーター		鋼製	H08	22	15	H30	処分制限期間は過ぎ、特に異常や劣化は見られない。	低	予防保全型	処分制限期間が過ぎているが、特に異常や劣化は見られないことから、特に異常や劣化は見られない。	2029年以降													
修景施設	花壇	花壇		ブロック	H08	22	20	H30	処分制限期間は過ぎ、特に異常や劣化は見られない。	低	事後保全型	処分制限期間が過ぎているが、特に異常や劣化は見られないことから、特に異常や劣化は見られない。	2029年以降													
	芝生	芝生	990 m <sup>2</sup>	芝生	H08	22		H30	処分制限期間は過ぎ、特に異常や劣化は見られない。	低	事後保全型	処分制限期間が過ぎているが、特に異常や劣化は見られないことから、特に異常や劣化は見られない。	2029年以降													
														150	30						130	30				

概算費用合計 (千円) : 340

※ 「公園施設種類」には、都市公園法第二条第二項で規定する施設名称を記す。(「園路及び広場」、「修景施設」、「休養施設」、「遊戯施設」、「運動施設」、「教養施設」、「便益施設」、「管理施設」、「その他の施設」)  
 ※ 「公園施設名」には、都市公園法第二条第二項及び同法施行令第五条、同法施行規則第一条の二で規定する施設名称を記す。(「日陰たな」、「休憩所」、「ベンチ」、「ぶらんこ」、「滑台」、「野球場」、「体験学習施設」、「便所」、「備蓄倉庫」等)





(様式2) 公園施設長寿命化計画調書 (都市公園別)

公園名 : 41 国志形の森運動公園 (地区公園)

供用年度 : H10.4.1

公園施設種類	公園施設名	具体的施設名称	規模等	主要部材	設置年度	経過年数	処分制限期間など	健全度調査			管理類型	長寿命化に向けた具体的対策 (点検方法、対策内容、改築・更新の考え方等)	対策を踏まえた更新見込み年度	対策内容(改築、更新含む)・時期																
								年度	劣化状況	緊急度				2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028							
管理施設	車止め	車止め		石造	H10	20	10	H30	処分制限期間は過ぎ、特に異常や劣化は見られない。	低	事後保全型	処分制限期間が過ぎているが、特に異常や劣化は見られないことから、特に異常や劣化は見られない。	2029年以降																	
	さく	外周柵	H=1.1m 624.0m	鋼製	H10	20	15	H30	処分制限期間は過ぎ、特に異常や劣化は見られない。	低	予防保全型	処分制限期間が過ぎているが、特に異常や劣化は見られないことから、特に異常や劣化は見られない。	2029年以降																	
	さく	ネットフェンス		鋼製	H10	20	15	H30	処分制限期間は過ぎ、特に異常や劣化は見られない。	低	予防保全型	処分制限期間が過ぎているが、特に異常や劣化は見られないことから、特に異常や劣化は見られない。	2029年以降																	
	くず箱	吸いがら入れ		鋼製	H10	20	18	H30	処分制限期間が過ぎ、部分的に発錆や劣化がみられるが、特に修繕の必要は無い。	低	予防保全型	処分制限期間が過ぎていることから、日常点検及び定期点検で維持管理を行い、修繕が必要な場合はその都度修繕を行う。	2029年以降																	
	引込柱	引込柱		コンクリート	H10	20	42	H30	特に異常や劣化は見られない。	低	事後保全型	日常的な維持管理により異常や劣化が確認された場合はその都度修繕を行う。	2029年以降																	
	分電盤	分岐開閉器盤		鋼製	H10	20	25	H30	特に異常や劣化は見られない。	低	予防保全型	日常的な維持管理により異常や劣化が確認された場合はその都度修繕を行う。	2029年以降																	
	分電盤	照明用分電盤		鋼製	H10	20	25	H30	特に異常や劣化は見られない。	低	予防保全型	日常的な維持管理により異常や劣化が確認された場合はその都度修繕を行う。	2029年以降																	
	雨水排水施設	側溝		コンクリート	H10	20	15	H30	処分制限期間は過ぎ、特に異常や劣化は見られない。	低	事後保全型	処分制限期間が過ぎているが、特に異常や劣化は見られないことから、特に異常や劣化は見られない。	2029年以降																	
	水道	水道メーター		鋼製	H10	20	15	H30	処分制限期間が過ぎ、部分的に劣化がみられるが、特に修繕の必要は無いが、塗装については再塗装が必要である。	低	予防保全型	処分制限期間が過ぎていることから、日常点検及び定期点検で維持管理を行い、修繕が必要な場合はその都度修繕を行う。	2029年以降																	
修景施設	芝生	芝生		芝生	H10	20		H30	処分制限期間は過ぎ、特に異常や劣化は見られない。	低	事後保全型	処分制限期間が過ぎているが、特に異常や劣化は見られないことから、特に異常や劣化は見られない。	2029年以降																	
	花壇	花壇		ブロック	H10	20	20	H30	特に異常や劣化は見られない。	低	事後保全型	日常的な維持管理により異常や劣化が確認された場合はその都度修繕を行う。	2029年以降																	

概算費用合計(千円) :

※ 「公園施設種類」には、都市公園法第二条第二項で規定する施設名称を記す。(「園路及び広場」、「修景施設」、「休養施設」、「遊戯施設」、「運動施設」、「教養施設」、「便益施設」、「管理施設」、「その他の施設」)

※ 「公園施設名」には、都市公園法第二条第二項及び同法施行令第五条、同法施行規則第一条の二で規定する施設名称を記す。(「日陰たな」、「休憩所」、「ベンチ」、「ぶらんこ」、「滑台」、「野球場」、「体験学習施設」、「便所」、「備蓄倉庫」等)



公園施設種類	公園施設名	具体的施設名称	規模等	主要部材	設置年度	経過年数	処分制限期間(年)	健全度調査			管理類型	長寿命化に向けた具体的対策(点検方法、対策内容、改築・更新の考え方等)	対策を踏まえた更新見込み年度	対策内容(改築、更新含む)・時期													
								年度	劣化状況	緊急度				2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028				
園路・広場	広場	入口広場	264 m <sup>2</sup>	平板ブロック	H09	21	15	H30	処分制限期間は過ぎ、特に異常や劣化は見られない。	低	事後保全型	処分制限期間が過ぎているが、特に異常や劣化は見られないことから、特に異常や劣化は見られない。	2029年以降														
園路・広場	広場	多目的広場	1,948 m <sup>2</sup>	ダスト	H08	22	10	H30	処分制限期間は過ぎ、特に異常や劣化は見られない。	低	事後保全型	処分制限期間が過ぎているが、特に異常や劣化は見られないことから、特に異常や劣化は見られない。	2029年以降														
園路・広場	広場	大型遊具広場	940 m <sup>2</sup>	ダスト	H08	22	10	H30	処分制限期間は過ぎ、特に異常や劣化は見られない。	低	事後保全型	処分制限期間が過ぎているが、特に異常や劣化は見られないことから、特に異常や劣化は見られない。	2029年以降														
園路・広場	広場	幼児遊具広場	636 m <sup>2</sup>	ダスト	H08	22	10	H30	処分制限期間は過ぎ、特に異常や劣化は見られない。	低	事後保全型	処分制限期間が過ぎているが、特に異常や劣化は見られないことから、特に異常や劣化は見られない。	2029年以降														
園路・広場	広場	多目的広場	630 m <sup>2</sup>	全天候舗装	H08	22	10	H30	処分制限期間が過ぎ、部分的に腐食や破損が目立ち、修繕をすることで利用が可能であることから、緊急な修繕や改築が必要である。	中	事後保全型	処分制限期間が過ぎ、腐食や劣化・破損も見られることから改修が必要である。改修後は日常的な維持管理により異常や劣化が確認された場合はその都度修繕を行う。	2026年													部分補修等	
園路・広場	園路	園路	372m	アスファルト	H09	21	10	H30	処分制限期間は過ぎ、特に異常や劣化は見られない。	低	事後保全型	処分制限期間が過ぎているが、特に異常や劣化は見られないことから、特に異常や劣化は見られない。	2029年以降														
休養施設	休憩所	四阿		木製	H09	21	15	H30	処分制限期間が過ぎ、部分的に劣化がみられるが、特に修繕の必要は無いが、塗装については再塗装が必要である。	低	予防保全型	処分制限期間が過ぎていることから、日常点検及び定期点検で維持管理を行い、修繕が必要な場合はその都度修繕を行う。	2029年以降														
休養施設	休憩所	休憩所広場	110 m <sup>2</sup>	平板ブロック	H08	22	40	H30	部分的に劣化がみられるが、特に修繕の必要は無い。	低	予防保全型	日常点検及び定期点検で維持管理を行い、修繕が必要な場合はその都度修繕を行う。	2029年以降														
休養施設	野外卓	野外卓		木製	H09	21	7	H30	処分制限期間が過ぎ、部分的に劣化がみられるが、特に修繕の必要は無いが、塗装については再塗装が必要である。	低	予防保全型	処分制限期間が過ぎていることから、日常点検及び定期点検で維持管理を行い、修繕が必要な場合はその都度修繕を行う。	2029年以降														
休養施設	ベンチ	背なしベンチ		木製	H08	22	7	H30	処分制限期間は過ぎ、部分的に発錆は見られるが、特に異常や劣化は見られない。	低	予防保全型	処分制限期間が過ぎているが、特に異常や劣化は見られないことから、部分的に発錆は見られるが、特に異常や劣化は見られない。	2029年以降														
休養施設	ベンチ	背なしアニマルベンチ		木製	H09	21	7	H30	処分制限期間は過ぎ、部分的に発錆は見られるが、特に異常や劣化は見られない。	低	予防保全型	処分制限期間が過ぎているが、特に異常や劣化は見られないことから、部分的に発錆は見られるが、特に異常や劣化は見られない。	2029年以降														
休養施設	ベンチ	背なしアニマルベンチ		木製	H09	21	7	H30	処分制限期間は過ぎ、部分的に発錆は見られるが、特に異常や劣化は見られない。	低	予防保全型	処分制限期間が過ぎているが、特に異常や劣化は見られないことから、部分的に発錆は見られるが、特に異常や劣化は見られない。	2029年以降														
遊戯施設	コンビネーション	木製コンビネーション	劣化：踊場格子腐朽・固定不良、枠木腐朽、床板腐朽・摩耗、受木腐朽、支柱腐朽、ネット丸太割れ、ネット摩耗・ほつれ、やぶれ、境界柵支柱欠け	木製	H10	20	7	H30	処分制限期間が過ぎ、腐食や破損が目立ち重度の傷害、あるいは恒久的な障害をもたらす状態となっていることから、使用中止の措置の検討が必要となるなど、緊急な修繕や改築が必要である。	高	予防保全型	処分制限期間が過ぎ、腐食や破損・劣化が目立つなど、重度の傷害あるいは恒久的な障害をもたらす状態となっていることから、早期の改修が必要である。改修後は日常点検及び定期点検で維持管理を行い、修繕が必要な場合はその都度修繕を行う。	2020年		改築更新	改築更新	改築更新	改築更新							部分補修等		部分補修等





































(様式3) 公園施設長寿命化計画調書 (公園施設種類別現況)

公園施設種類	公園施設名	設置公園数	主 な 公 園 施 設 の 現 況 写 真	
運動施設	ゲートボール場	2	 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">運 動 施 設</div>	 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">園 路 広 場</div>
	さく	4		
	サッカーゴール	1		
	ダッグアウト	1		
	テニスコート	2		
	パークゴルフ場	1		
	バスケットボールゴール	1		
	野球場	2		
	リハビリテーション運動施設	1		
	運動用具倉庫	1		
園路・広場	園路	17	 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">管 理 施 設</div>	 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">管 理 施 設</div>
	広場	20		
管理施設	さく	36	 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">休 養 施 設</div>	 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">休 養 施 設</div>
	くず箱	4		
	水道	4		
	電柱	1		
	引込柱	3		
	標識	43		
	分電盤	4		
	放送塔	1		
	雨水貯留施設	1		
	雨水排水施設	10		
	管理事務所	2		
	掲示板	7		
	車止め	32		
	照明施設	41		
	倉庫	2		
緑石	15			
門	7			
擁壁	2			
休養施設	ベンチ	40	 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">教 養 施 設</div>	 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">教 養 施 設</div>
	野外卓	18		
	休憩所	26		
教養施設	動物舎	1	 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">修 景 施 設</div>	 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">修 景 施 設</div>
	記念碑	1		
	体験学習施設	1		
修景施設	花壇	11		
	水流	1		
	彫像	4		
	つき山	10		

※ 「公園施設種類」には、都市公園法第二条第二項で規定する施設名称を記す。  
 (「園路及び広場」、「修景施設」、「休養施設」、「遊戯施設」、「運動施設」、「教養施設」、「便益施設」、「管理施設」、「その他の施設」)

(様式3) 公園施設長寿命化計画調書 (公園施設種類別現況)

公園施設種類	公園施設名	設置公園数	主 な 公 園 施 設 の 現 況 写 真	
修景施設	日陰たな	1		
	芝生	40		
	石組	1		
	池	3		
	飛石	1		
	噴水	3		
便益施設	便所	23		
	水飲場	23		
	駐車場	8		
	駐輪場	4		
	時計台	3		
	手洗場	2		
	売店	1		
遊戯施設	コンビネーション	13		
	ブランコ	32		
	安全柵	31		
	シーソー	13		
	滑台	25		
	鉄棒	18		
	雲梯	4		
	ジャングルジム	2		
	クライム	1		
	小動物	2		
	スプリング遊具	2		
	はん登棒	1		
	プレイウォール	1		
	木製遊具	1		
	砂場	10		
健康遊具	3			
				
			遊 戯 施 設	遊 戯 施 設

※ 「公園施設種類」には、都市公園法第二条第二項で規定する施設名称を記す。  
 (「園路及び広場」、「修景施設」、「休養施設」、「遊戯施設」、「運動施設」、「教養施設」、「便益施設」、「管理施設」、「その他の施設」)